

会

議

午前10時 0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届出のありました議員は、5番 矢田部邦夫君であります。

一般質問

議長（滝内久生君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番、1つ、統合中学校の部活動について。2つ、海水浴場のサービス提供と健全化及び観光地としてのインフラ整備について。

以上2件について、2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

2番（中村 敦君） 明政会、中村 敦、議長通告に従い、順次趣旨質問させていただきます。

まず1つ目、統合中学校の部活動について。これについては昨日の渡邊照志議員の質問の答弁と重複する部分もございますが、それだけ保護者や市民の関心も高い案件ということで御理解いただき、簡潔で結構ですので、繰り返しの答弁をお願いするものです。

人口減少社会でとりわけ児童の減少が著しい中でもよりよい教育を提供するために、令和4年度から市内4中学校を1校に統合するという大きな変革がなされます。市長は、市民と語る会の中で、統合に当たっては、デメリットを最小限にしてメリットを最大限に生かすのだと市民に説明いたしました。

さて、中学校での部活動とは、中学校生活において勉強と双璧をなす極めて重要なポジションにあると考えます。勉強が苦手でもスポーツが好きなら打ち込めばいい。美術や音楽が好きなら打ち込めばいい。つまり多様な人間形成と活躍の場でもあります。

私の学生時代の思い出・記憶の中では、そのほとんどが部活動に関することであり、友人関係においても卒業後にも付き合いがあるのは部活動関係だけです。また、生涯にわたる健康維持においても、部活動で慣らしたスポーツを続けたり、あるいは、どこかで再開するケ

ースが多いと思われます。保護者の関心も、勉学よりもむしろ部活動への関心が高く、それは統合することで部の数も部員数も増えて活発になることへの期待と、逆に、適切な指導者の確保や運動場の確保についての不安が聞かれるところであります。

そんな重要な中学校の部活動であります。今この統合再編と時を同じくして、国を挙げての改革が求められております。部活動は多くの場合、学校教師による休日を含む献身的な勤務の下に成り立っており、長時間勤務の要因にもなり、経験者でない教師が顧問となった場合には多大な負担であり、その場合には生徒にとっても適切な指導が受けられない損失でもございます。求められているのは質の高い指導の確保と、教員の働き方改革と併せた負担軽減策です。

教員の働き方改革の第一歩として、休日には教師が指導に当たらなくてもよい環境づくりの構築です。教師の構成と人員数も大きく変わるこの統合こそ、また、サーフィン部や軟式野球、サッカーなど新たな部活動が創設される前のこのタイミングこそ、しっかりと協議し、その体制を模索する好機であります。統合により生徒や保護者には、朝が早くなったり通学が遠くなったり、これまでよりも大人数の学級になったりとデメリットを背負わせる分、学校側としても合理化できることは合理化し、一校になることで逆にこれまで以上に生徒に目配りし、地域と学校が一丸となって生徒一人一人に寄り添う教育となるべきであると考えます。

生徒増と部活動増に伴う設備面や予算面も含め、今後の持続可能な部活動の構築について質問させていただきますが、その前提としては、次に示すような市の計画の文言がございます。抜粋して申し上げます。

第5次下田市総合計画には、前期基本計画として、地域との連携強化、文化・芸術・スポーツなどの青少年活動との連携強化。

あるいは、下田市教育大綱には、健やかな心身を支える健康な体づくりを目指します。

前の平成27年の教育大綱には、スポーツの振興として、NPO法人などと連携した総合的なスポーツの振興、地域指導者との連携による健康づくり支援とあります。

それではお聞きします。部活動の予算について、特に新設の部活動の設備や道具の購入予算措置についてはどのようになっているのでしょうか。

サーフィン部、軟式野球部、サッカー部の新設により、現在のグラウンドでは狭くなると思われますが、その練習とはどういう計画でしょうか。

サーフィン部の指導と活動についてはどのような計画でしょうか。平日の活動、その場所、

生徒の移動手段、休日の活動・場所・指導者、あるいは、ボード・スーツ等の整備と予算についてです。

新設するサッカー部、軟式野球部、サーフィン部をはじめとする各部活動において、休日の指導についてはどのような計画でしょうか。また、教員の負担減と地域部活動への移行・活用についてどのように計画しているのでしょうか。また、地域指導者への報酬はどのようにお考えでしょうか。これについては、NPO法人への業務委託や、振興公社への業務委託、地域おこし協力隊員で指導者の募集と委託・組織化、あるいは体育協会の活用についても併せて御答弁願えたらと思います。

下田中学校の体育器具庫の雨漏り、部室やグラウンド環境の悪化についてはどのように把握しておりますか。また、その改修計画はどのようになっておりますでしょうか。

統合前と統合後の教員数の変化について教えてください。

以上が、統合中学校の部活動についてです。

2つ目、海水浴場のサービス提供と健全化及び観光地としてのインフラ整備について、現状と今後について問うものです。

まず前提として、次のような市の計画の文言がございますので、抜粋して紹介いたします。

第5次総合計画・前期基本計画の中には、観光施設の維持管理及び景観と調和の取れた施設整備、インバウンドの受入れ体制強化とあります。

下田市海水浴場に関する条例施行規則には、第2条として、海水浴場の管理者は、おおむね次に掲げる施設及び器具を設置するものとする。管理事務所、監視塔、放送設備、給水施設、公衆便所等。

下田市海水浴場に関する条例には、第1条として、この条例は、海水浴場を健全かつ安全に整備し、公衆の衛生及び公衆の危険防止並びに秩序の保持を図ることを目的とする。第3条には、前条に定めた海水浴場の開設期間及び休憩所、シャワー室などの施設の使用時間は、毎年7月1日から8月31日までの間において、毎年度市長が別に定める。市の責務として、市長は、常に海水浴場の良好な環境の保持及び危険防止に留意し、市民及び来遊客が安心して遊泳できるよう管理運営しなければならないとあります。

また、下田市夏期海岸対策協議会の会則には、第3条として、海水浴場の管理運営に必要な対策を行うことの目的を達成するために次の事業を行う。海水浴場道德の高揚に関すること、必要な施設の改善及び管理運営に関することとあります。

ここで、配付いたしました資料について説明させていただきます。まず1枚目の、9つの

海水浴場の名前が左側に入ってる表でございますけれども、これはこの夏、下田の開設する海水浴場、9つの海水浴場についての最も基本的な設備について調査し、まとめたものです。

左から、まず無料シャワー、冷水でいいのですが、無料のシャワーはあるかという部分については、鍋田浜海水浴場に2口ございますが、ほかはありません。そして次が、無料の水道、これはトイレの手洗い以外の、例えば足を洗ったり、例えば水筒に水をくんだりとか、そういう水道が、あるいは直接飲んだりとか、そういうことができる水道があるかという部分については、全ての海水浴場で水道はございませんでした。次が、多目的トイレです。あるいは障害者用トイレ、こういった設備があるかということについては、あったのが白浜大浜と外浦海水浴場、それから鍋田浜、多々戸浜、田牛海水浴場、この5か所については整備されております。次が休憩所・救護所、つまり簡単な日陰程度でもいいのですが、そういうものがあるか、具合が悪くなったときにちょっと休めるようなベンチのようなものがあるかという部分については、白浜中央海水浴場と多々戸浜海水浴場に屋根とベンチがございまして、ほかにはありませんでした。

参考までにその下の写真は、産業厚生委員会でも視察した、和歌山県の白浜町、白良浜海水浴場の仮設シャワーの写真です。

もう一つの資料になります。表1がグラフ1、表2がグラフ2、表3がグラフ3と対応しております、ここ20年余りの観光交流客数と宿泊客数、それから海水浴客数、それから観光レクリエーション客数の下田と伊東と熱海について、試みにグラフ化してみたものです。

観光レクリエーション客数と宿泊客数を足したものが観光交流客数となります。大きく共通して落ち込んでる平成23年度は、例の2011年、東日本大震災の年となります。

質問のほうに入ってまいります、前提として、これからの質問については、コロナ禍という特殊な事情についてはあえて考慮いたしておりません。資料の数字についても、あえてコロナ禍の令和2年度以降は除外しております。資料のグラフの平成23年度は、申し上げたとおり東日本大震災の年ですが、熱海、伊東はそこそこのV字回復をなしておると見受けられますが、下田はどうでしょうか。つまり、この質問については、いわばアフターコロナにおいてどうしていくのか。さらには、普遍的な下田の観光インフラの設備はどうあるかを問うものであって、コロナ禍については考慮していないことをあらかじめ申し上げます。

下田市の観光交流客数は昭和62年の630万人をピークに減少を続け、東日本大震災以降の平成24年から29年までは290万人前後で微増微減を繰り返しております。入湯税では8,000万円前後、宿泊客数で言えば96万人強で底をついた感もございます。

白浜大浜海水浴場の違法業者対策については、出ていけ、出ていけよりも、そもそもまともなサービスがないから彼らの入り込む余地と需要が生まれているのであって、その議論がないことが問題です。外国人客の比率が近年増加する中で、海水浴場においても健全化ルールの徹底には外国語看板の設置も必要であります。海離れ、海水浴離れとも言われておりますが、近年のスキー場、スノーボード場などと比較すると、当市の海水浴場の設備と利便性は昭和から進化していない、むしろ退化しているとさえ感じるところです。

そこでお聞きいたします。海水浴客の入り込み数について、コロナ以前の伊東市や熱海市など近隣の観光都市と比較し、当市の減少の理由についてどう分析いたしますか。今後海水浴客を増やすためにどのような取組をいたしますか。

来遊客の利便性向上とサービス向上が必要と思われませんが、規則にも定められている給水施設すらない現状について問題はございませんか。来年度に向けては浜地において最低限のインフラ整備をすべきでないのでしょうか。特に白浜大浜海水浴場においては、国道を渡らないと飲料水すら買えない現状において、サービスの提供について、市としてどうあるべきとお考えでしょうか。

タトゥーや、もろもろ禁止事項など健全化ルールの周知において、外国語看板も必要と思われるがいかがでしょうか。ルールを決めたら守らせる努力が当然に必要であります。白浜大浜においては相変わらず無法地帯と化しております。今後どう周知し、徹底させるつもりでしょうか。

第2次下田市観光まちづくり推進計画の、誰もが安全で快適に楽しめる観光空間を整備について、今後具体的にはどのような計画がおありでしょうか。

以上、趣旨質問とさせていただきます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私からは、海水浴場に関する箇所についてお答え申し上げます。

海水浴が今、徐々にお客様が減っていることについて、今朝の伊豆新聞にも書かれていたと思いますが、レジャーが多様化し、一方で日焼けに対する抵抗感といったものもあるようで、全国的に見て海水浴客は減少傾向にあると言えると思います。しかしながら、当市、下田市のこの美しい海は、やはり夏の海水浴レジャーを中心に全国レベルの高い認知度を誇っております。まさに貴重な自然の財産と言えると思います。

しかしながら、昨年以来のコロナの拡大、特に今は緊急事態宣言という下でございますの

で、観光客がより多く訪れるようなキャンペーンは非常に難しいという社会的な状況がございます。下田市民、観光事業者の安全・安心を確保するとともに、この重要な産業である観光の海水浴という事業を適切に維持して、安全と経済とのバランスを図ることが今、私たちに求められていることだと思います。

したがいまして、今後は関係機関や団体、地元区等と連携しながら、私たち市役所としても全庁横断的に取り組んでいるところであり、今後もそれをさらに加速してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、統合中学校の部活動についての御質問にお答えをいたします。

初めに、新設の部活動の設備や道具の購入予算についての御質問でございます。新設部活動の設備につきましては、今回、補正予算に計上しておりますグラウンド防球ネット設置工事のほか、野球部用の移動式バックネットゲージ等の備品の購入を予定しております。また、道具の購入予算につきましては、サッカーのすね当てや野球のグローブなど、個人使用の道具につきましては既存部活動と同様、個人負担をお願いし、野球のヘルメット、キャッチャーレガースやサッカーボールなど、部所有となるものについては学校予算で購入する予定です。

サーフィン部のボード、スーツなどについても、生徒個々の体格等によりサイズが異なるため、基本的には個人負担で準備していただくことを想定しておりますが、下田はサーフショップをはじめ、多くのサーファーの方々もおられることから、サーフボード等について寄附等を募ることなども検討しております。

次に、各部活動のグラウンドの利用計画につきましては、グラウンドの奥、山側をサッカー部が使用し、ハーフコートでの練習。軟式野球部についてはグラウンド手前、校舎側で、内野、外野についてはライト側を使用し、練習を行う予定です。サーフィン部については、ランニングや筋力トレーニングなどの基礎トレーニングの場としてグラウンドの端を使用する予定です。テニス部につきましては、グラウンド側2面、校舎校門側2面、計4面のテニスコートを使用し、練習を行います。また、競走部については敷根グラウンド外周コースや、運動広場を中心に練習を行う予定です。土日のグラウンド利用につきましては、部活動ガイドラインに基づき、活動時間は3時間程度となっているため、グラウンドを利用する部活動

の時間を午前、午後と分けることでグラウンドを広く使用することが可能となります。

なお、中体連前や練習試合等については、敷根公園施設を活用し、練習を行う予定で、振興公社とは協議済みでございます。

3点目の、サーフィン部の指導と活動についての御質問でございます。サーフィン部の指導につきましては、顧問、副顧問の教職員2名、部活動指導員1名の3名体制とし、海での活動の際には顧問等3名のほかに、一般社団法人マリネット下田の全面的な協力によりサポートスタッフを派遣していただく予定となっております。活動の計画につきましては、平日の活動では学校のグラウンドでの基礎トレーニングや、教室での座学。また、敷根プールを使用した各種泳法、筋力強化、持久力向上などのトレーニングを予定しています。休日の活動につきましては、他の部活動同様、土曜、日曜のいずれか1日とし、活動場所は季節や海のコンディションにより、吉佐美多々戸浜、白浜大浜など、場所を選択する予定です。また、海までの移動手段につきましては、現地集合、現地解散とし、他の部活動と同様、保護者の方の送迎をお願いする予定です。

次に、新中学校の各部活動の休日の指導につきましては、これまでと同様に顧問の教員が指導を行いますが、教員の負担軽減を図るため、各部活動の顧問の配置についてはできる限り複数の教員を配置することとしています。

地域部活動への移行、活用の計画につきましては、国の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革では、教師の負担軽減と生徒にとって望ましい指導の実現を図るため、休日の部活動について、令和5年度以降、段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動、地域部活動へ移行することとされています。来年度から地域部活動として開設を予定している競走部につきましては、地域への移行を先行的に行う形で、休日の部活動だけでなく、平日の活動も含め、地域の指導者の方に指導をお願いするものです。なお、指導者の方へは謝礼等をお支払いすることを想定しております。

今後、生涯学習課と連携し、関係団体の協力をいただきながら、運営主体となる団体や指導を担う地域人材の確保、平日と休日の指導の連携、協力体制の構築など、部活動の地域移行に向けた検討を行ってまいります。

次に、下田中学校の体育器具庫の雨漏り等についての把握及び改修計画についての御質問でございます。体育器具庫や部室の状況については把握をしており、今後の使用方法等の検討を踏まえ、改修等を行っていきたいと考えております。

6点目の、統合前と統合後の教員数の変化についての御質問でございますが、現在の4中

学校の教員数は、校長、教頭、養護教諭を除き36名で、統合後の教員数は、教職員定数の標準を定めた法律の基準等から22名となる見込みでございます。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 私からは、部活動の部分で地域部活動への移行、活用についてというところで生涯学習課として答弁させていただきます。

まず、地域部活動への移行、活用につきましては、対応していただける指導者を確保することなどが必要となり、運動部についてはスポーツ活動を推進する団体の協力が重要となってきますので、生涯学習課としましては、指導者の育成に伴う支援など、下田市体育協会や下田市振興公社及び地域おこし協力隊にも相談しながら、これから取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは、海水浴場に関連する御質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思います。

熱海市、伊東市との海水浴客数の比較につきましては、規模や箇所数にもよりますが開きはありますけれども、減少傾向にあることは事実でございます。賀茂地域につきましても調べましたが、同様の傾向にあるものというふうに認識をしております。

減少の要因といたしましては、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、レジャーの多様化、旅行形態の変化に加えまして、若者の海水浴離れも要因として挙げられるのではないかと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行前には40万から60万人、コロナ禍の昨年で約18万人、今年度は約14万人ということで、当市観光産業の中心と言える事業であることには変わりはないと考えております。そうした中で、海水浴客の増加に向け、安全・安心なビーチであることはもとより、来遊者のニーズを検証した上で、利便性の向上のための施設整備やサービスの向上など、磨き上げを図ってまいりたいと考えております。

次の、浜地において最低限のインフラ整備をすべきではないのかというようなことにもつながってまいるかと思っておりますけれども、利便性向上のためのインフラ整備につきましては、民間事業者によるシャワー等のサービスと公共的な公衆トイレ等の管理によりまして、一定の利便性は図られていると考えております。しかし、さらなる利便性の向上を図ることによ

り、来遊客の増加につながることは考えられますので、来年度に向けた課題の1つとして取り組んでまいりたいと考えております。

サービスの提供に関しましては、白浜大浜に関してでございますけれども、今夏、原田支部の皆様の御尽力によりまして、レンタル品のサービスの提供、また、飲料品の販売に力を入れていただきまして、結果といたしまして、条例違反業者の抑止に大きな前進があったと考えております。このことを見ても分かるように、議員御指摘のとおり、十分なサービス提供が可能な体制が整った場合には、条例違反業者の介入する余地もなくなってくるのではないかとこのふうにも考えております。そのためには、地元支部の御協力が不可欠でもございまして、一方で、サービス提供の方法によりましては条例の整備も必要となることが考えられますので、将来を見据えた上で協議を続けてまいりたいと考えてございます。

次に、健全化ルールの周知の関係でございますが、タトゥー等の禁止事項につきましては、現在、禁止事項の看板を海水浴場の入り口に設置いたしまして、外国人でも禁止事項が分かるようにイラストによる周知を図っております。

しかしながら、注意喚起が行き届いておらず、外国の方に限らず、ルールの徹底が図られていないのも現状かと考えられます。ルールの徹底に向けましては、従来の看板の改善を図るほか、SNS等の活用によりあらかじめ広く周知するとともに、従来の職員によりますパトロールに加えまして、例えばですけれども、常時浜地において対応可能な警備員等への業務委託等も有効な手段ではないかというふうに考えてございます。今後も地域と一体となって、将来あるべき姿を考えてまいりたいと考えております。

次に、第2次下田市観光まちづくり推進計画に関連してでございますけれども、第2次下田市観光まちづくり推進計画におきましては、当市にある数多くの資源の中から、美しい海と開国の歴史に光を当てまして、磨き上げを図ることで観光を活性化させ、さらに人の流れを円滑にすることで市民の一人一人が大切な資源を後世に受け継ぐよう郷土愛を育み、住んでよかったと思えると同時に、観光客も訪れてよかったと思える観光まちづくりを目指しまして、結果として下田市の持続可能なまちづくりにもつながっていくことを目的としております。

これらを達成するための施策分野の1つとして、受入れ体制の強化に取り組むこととしてございます。受入れ体制の強化といたしましては、自然や景観を保全するための美化活動と、快適性向上のための観光施設整備、また、コロナ禍における感染症対策も含む観光防災の推進を柱としております。

施設整備に関しまして、この8月に須崎地区に公衆トイレが完成いたしまして、今後、須崎漁港周辺観光地エリア景観計画に基づきまして、恵比須島や御台場の整備を進めてまいります。その他、現在、具体的に決定しているものはございませんが、地元区から要望を受けております公衆トイレですとか、道の駅開国下田みなとの有効活用に向けた施設改修など、検討すべき事項はございますので、地元区や観光関連団体等との協議を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） ありがとうございます。以後、一問一答でやらせていただきたく、お願いいたします。

まず、統合中学校の部活動についてです。まずは保護者の素朴な期待、不安、そういう目線での質問でした。御答弁はありがとうございました。

サーフィン部の生徒の用具購入について少し考えてみたいと思います。どんな部活もユニフォームやラケット、シューズなど、費用はかかるものであります。サーフィン部創設の最初の最初には、ある程度の装備を学校側で準備する必要があるのではないかという話です。例えば夏用の半袖ウエットスーツで5月から10月までぐらい、約半年使えるもので、これですと既製品で安いので1万円から2万円ぐらい。そして冬になると、この冬用の長袖は体に合うようにオーダーする必要があるとあって、安くても3万円ぐらいと。そしてボードは初心者用で4万円から5万円ぐらい。つまり10万円ぐらいかかると試算されます。この下田は約3割の世帯が非課税世帯という現実において、子育て世帯の苦労はなおさらでございます。例えば中学校の制服なども卒業した子のそれらを集めてくれる保護者がおりまして、それを近所の新入生たちに分配すると、そういうリユースのシステムが機能しているぐらい、そのぐらい保護者は節約しております。

例えば下田中学校吹奏楽部の例を取ります。部員はほぼ自分の楽器を所有しておりません。親が持っていたりした場合には除いてです。歴史あるからこそできることではあるんですけども、一通り全てのパートを触った後に、本人の希望を加味した上で顧問の先生がパートを決めてくれるのです。そういうシステムになっております。卒業後に続けたい生徒は、そこで購入するというものです。

サーフショップに聞きましたところ、けがをしにくい初心者用の軟らかい先の丸いボードがあるそうです。また、前述のとおり、半袖スーツは既製品のS・M・Lサイズで十分対応

できるとのことです。また、御答弁もありましたが、サーファーであれば使わなくなったボードが家にはあるものだから、それらを寄附してもらったらどうかという意見もございました。

さきの東京五輪では下田市も応援しましたサーフィン競技、これについては男女で、男子、銀メダル、女子、銅メダル、大活躍して、そして下田市においては日米の代表選手のサイン入りのTシャツ、これが下田中に寄贈されたのはつい先日のことであります。これらのことから考えますと、サーフィン部は非常に人気になるのではないかと、予想を上回る入部者があるのではないかと懸念というか、思われるところです。なぜかといいますと、今、スケートボードは非常なブームが来ておるそうです。スケートボード場は客が急増して混み合っておりまして、ショップはボードやプロテクターなどが売れて売れて大繁盛だと毎日新聞の記事がございました。これはやはり、さきのオリンピックにおいて追加種目となったスケートボード、男女ストリートと男女パーク、この4競技において、メダル12個のうち、日本選手が5個、金3個、銀1個、銅1個という大活躍をしたからにほかなりません。ですので、そういう心の準備をしといたほうがいいのではないかなという話です。

そして、冒頭にも触れましたが、持続可能な部活動の在り方について、これは渡邊議員も質問したところですが、そしてまた答弁においては、振興公社やNPO法人との連携を模索中とございましたが、地域おこし協力隊の活用について考えてみたいと思います。

全国に文化、スポーツをテーマに活動する地域おこし協力隊はあまたありますし、下田市にも先頃、スポーツ振興部門とアウトドアスポーツ振興部門として各1名、採用されたところです。そして総務省、文科省は、地域おこし協力隊の教育部門への活用も大いに推奨しております。フェイスブックページの総務省地域おこし協力隊のページがございまして、そこで先々月、7月、地域おこしスポーツ協力隊ネットワークというものが立ち上がったと紹介されております。それは、そのネットワークは、これからの地域の部活動やスポーツ振興、この役割を担う、いわば地域スポーツ人材、このポジションにスポーツをテーマに活動する地域おこし協力隊の任期終了後の可能性を見出したい、そのためのネットワークとなっております。

平成21年度から始まった地域おこし協力隊ですが、令和2年度には全国1,065自治体、5,464人が活動しており、そのうち文化、スポーツ振興に関する活動を行っている隊員は全体の14%だそうです。そんな隊員たちの共通の不安というのは、任期終了後、その地域で文化、スポーツに関わる仕事を続けていくにはどうしたらいいかということだそうです。

なので、協力隊同士のネットワークを広げることで、その可能性を模索しようということですので。この任期終了後というのは非常に重要だと思っております、地域おこし協力隊のその定職化、あるいは定住化については、採用した下田市としてももっと積極的に関わるべきと私は考えます。この地域おこし協力隊の任期終了後、この点についてはどのようにお考えか、御質問させていただきます。

議長（滝内久生君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） まず私のほうから、サーフィン部の関係の予算をというお話を今、お聞きしまして、確かに初心者、全くサーフィンをやったことのない子どもたちにとっては、全て購入をする、あるいは先ほどお話をしました協力をさせていただける、要は自分の今まで使ったボード、あるいはそれぞれサーフィンをやっているサーフショップ等から寄贈と、寄附をしてくれるということもお聞きしております。そんな中で、経験者の子どもたちも入ってくると予想したときに、多分、経験者ですと、もうマイボード、あるいはマイスーツ等を購入しているケースがある中で、今後そのバランスを考える、確かに高価な金額になりますので、また今後、補助という形での検討もぜひ考えていきたいと思えます。

あと、地域おこし協力隊、細かいことはまた関係課長のほうからお話をさせていただきますが、中村議員さんのこの通告書の中で、地域おこし協力隊が学校の指導に当たったり、これから部活動も含めて学習面も含めて地域おこし協力隊を活用してる地区があるということで、今、そのことにつきましては、資料を取り寄せて、できる限り、学校、現在は学校教育課のほうですので、学校として活用ができるかということは今後研究をしていきたいと思えます。できる限り多くの人に子どもたちに関わってほしいという願いもありますので、今言ったように、今後研修、検討をさせていただきたいと思えます。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 私のほうからは、地域おこし協力隊のということで、今現在、地域おこし協力隊、非常に積極的に動いていただいております、ある程度、活動のほうも合宿だとか、大会の誘致に積極的に今、動いていただいている状況になっています。そういう中で活動内容といたしましては、議員御指摘のように、中学校での部活動支援に向けた取組というところも入っていますので、私たちとしては今後、学校教育課と連携して、そちらの部分に関してはいろいろアドバイスをいただきながら、新しい仕組みづくりをやっていければというふうに考えております。

また、任期終了後というところでは、今まで話をした中では、1名の方に関しては、ある程度、残ってそのままやりたいことがあるというようなお話もいただいておりますが、確かにその部分は不安があるところは確かにあると思いますので、その部分も踏まえて、今後いろいろ取組、残っていただける、スポーツを生かした形で残っていただけるようなことを一緒に考えていながら取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） これまでの退任した地域おこし協力隊で下田に残っている方は2人だと思います。1人は神奈川と行ったり来たりしてると思います。しかし、その2人においても、何ていうか、定職というような感じではないですし、ましてや地域おこしで得たような何かを活用した形ではないのかなと。しかし地域おこし協力隊の目的としては、やはり地域活性化という部分プラス定住ということが大きな目的となっておりますので、その部分については、やはりそれなりに任期中から考えて行動を計画していくべきでないのかなと思いますので、今後御検討いただきたいと思います。

次に、他市町の地域部活動への移行実践事例について紹介したいと思います。新潟県妙高市では、令和3年度、休日の部活動の一部をNPO法人に委託する取組を始めました。軟式野球部では、市内全ての3校において実施し、複数校の合同練習も行っております。ここでは学校の顧問は指導経験がございませんが、NPOの指導者には野球指導歴10年以上となっております。この教育委員会では以前から長時間労働の課題があった、学校側はこれを改善できるメリットがあるし、また、生徒は地域に専門の指導者がいれば指導を受けられるのだというふうに話しております。

静岡県掛川市では、市内中学校の吹奏楽部の休日の活動をNPO法人掛川文化クラブに委託し、合同で活動しております。また、運動系では、市体育協会の掛川水泳クラブに委託し、市内中学校に指導者を派遣しております。

この妙高市と掛川市、この地域部活動の取組は、実は市単独のものではございません。文部科学省は令和5年から、土日の部活動について、段階的に地域に移行する方針を打ち出してございまして、令和3年度には地域運動部活動推進事業として、新規に2億円を計上いたしました。これは休日部活動の段階的な地域移行や過疎地域の合同部活動、ICT活用、地方大会の合理化、こういったことの実践研究に対する委託事業という形で、スポーツ庁から県教育委員会を通じ、市町に対して公募が行われました。令和3年度では、県内では掛川市、

焼津市、浜松市、静岡市が受託し、実践研究しているところです。

また、教職員の適切な業務量と健康と福祉の確保のために、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、これが本年度から改正施行され、この第7条で定めなさいとする教育委員会の講ずべき措置に関する指針、ここで1か月の時間外在校等時間、つまりは残業時間を45時間以内にするよう、管理者は管理しなさいと。そして、そのためには外部の力を借りるのだと、こういう論法になっておるのかと思います。つまり、下田市も教育委員会は今後必ず休日部活動の地域移行をやらなければならないでしょうし、もしくは休日部活動の大幅な縮小、どちらかになるのではないかなと思われまます。生徒ファーストで考えたなら、やはり地域の指導者により土日の部活動が指導されることが望ましいですし、間違っても地域格差が生まれて、下田中学校は土日部活動がないから強くなれないんだと、そのようなことがないように計画していただかねばなりません。

しかし一方では、地域部活動には生徒の送り迎えや試合引率のこと、あるいは教員顧問と外部指導者との方針の違いによるあつれき、それによる生徒と保護者の戸惑い、安全管理などなど、始めてみればいろいろな課題が出てくることが予想されます。なのでやはり段階的に実施する必要がある、ゆえに文科省の言う令和5年度から取り組むのでは遅いのではないか。

ここで1つお聞きします。調べましたところ、この令和4年度も、さきに言ったスポーツ庁の地域運動部活動推進事業が実施される見通しであり、年内にも公募があるかと思われまます。令和3年度には下田は手を挙げた形跡がございませんが、次年度に向けてはいかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） ありがとうございます。令和3年度には確かに下田市のほうは、その事業に手挙げ等はしておりませぬ。まだ令和4年度の募集について、まだ要綱等、示されてはございませんが、私どもとしましてサーフィン部に外部指導員を入れた取組であったり、地域部活動として競走部を立ち上げて実施をしていくということもございまます。要綱のほう、確認をしながら、活用可能なものについては積極的に取り組んでいきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） サーフィン部は特にこの大きな可能性を私は秘めてると思っております。

す。東京五輪日本代表チームは下田市出身の方ですし、日本サーフィン連盟の理事長も下田の市民です。そして下田はサーフィンの聖地であり、一般社団法人マリネット下田もございます。この下田の特徴を出した活性化にも一役買いそうなサーフィン部の創設ですので、ぜひ成功させたいところだと思います。日本で2番目のサーフィン部創設、そして地域部活動の先進例として成功させれば、そして多くの優秀なサーファーを輩出となれば、子どもたちの郷土への誇りとなり、海のまち下田のイメージアップにもなり、多くの視察団も訪れるかもしれません。サーフィン部目当てで移住家族が増えるかもしれません。ぜひ教育委員会は早急に計画を立てて、地域運動部活動推進事業の公募にも手を挙げ、受託し、創設と同時に地域部活動の先進成功例となっていきたいと考えますが、教育長、いま一度、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） 貴重な意見、ありがとうございます。

まずサーフィンにつきましては、全国の2番目のサーフィン部ができるということで、まずはサーフィン部を成功させるために、今、いろいろ中村議員さんが言われたようなことを模索しながら、夢ではありませんが、できれば小学校にもクラブ活動、あるいは高校にもそういう部活動に、部活動というか、高校にはいろいろ部活動のほかにもいろいろ自分たちで考えてやるそれぞれの、部活動というより、すみません、部活動以外のクラブ活動等もございます。そういう面では、小さい子ども、小学生、あるいは中学校、あるいは高校生の子、交わる中で、できればサーフィンのまち下田ということが大々的に言えるように考えていきたいと思ひます。

もう一点につきましては、地域おこし等の方々をうまくチームとしてそれぞれの考え方の中で、特に土日の部活動につきましては、今後、先ほど学校教育課長からお話がありましたが、国、あるいは県の補助を使いながら、今後できる限り積極的に活動、そういう活動を通してながら研究、研修をしながらやっていけたらと思ひます。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） ありがとうございます。小学校も高校もということで、すばらしい発展性のある話だと思いますので、ぜひ、それにはまさにこの地域の力というものが必要になってくると思ひますので、決して協力を嫌がる人は下田市民にはいませんので、どんどん協力を仰ぐところは仰いで、発展させていっていただきたいなと思ひます。

以上で、中学校部活動については終わります。

次に、海水浴場のサービス提供と健全化及び観光地としてのインフラ整備についての再質問となります。

私の子どもの頃の話になりますが、私の子どもの頃の一番の思い出は、私は海のないまちで育ちましたので、夏に海水浴に連れていってもらって、決して裕福ではなかったんですけども、それでも毎年の恒例でありまして、車で二、三時間の九十九里浜のすぐ近くの民宿に泊まって、この庭にはナガラミの山が必ずありまして、このナガラミって御存じでしょうか、この辺で言うシッタカみたいな巻き貝ですけども、つるつるの巻き貝なんですけど、その山がどこの庭にあったのもよく覚えております。そして、一日中、海で遊んで、真っ黒に焼けて、くたくたで、夜はぐっすり寝て、そして早朝に目が覚めると、目が覚めると同時に海に飛び出しまして、散歩しておりまして、そして朝食の時間帯ぐらいには戻って、卵とノリと干物で御飯を計3杯食べると。そしてまた全力で波に遊ばれる。これは私の一番の思い出でして、そして、この原体験があって、私は海が大好きになり、そして、今の私があることは間違いございません。

この夏、訳あって浜に異常に長くいたのでありますが、子どもたちが本当に楽しそうに、波で、砂で遊ぶ姿を見まして、自分の原体験と重ね合わせて改めて思ったのは、やっぱり海水浴とはすばらしいなと、日本中の子どもは確実に体験すべきだなと、本当にそう思いました。しかし、せっかく来てくれたのに申し訳ないなと思うことが多々あったんです。足を洗うのはどこですか。子どもが足を擦りむいたようなんで、砂を流したいけどどこですか。浮き輪の砂を洗いたいが、水道はどこですか。貴重品を入れたいんですけど、コインロッカーはどこですか。ちょっと休みたいんですが、日陰とベンチはありませんか。これら全ての問いに私の答えはナッシングです、外国人も多かったんで、ありませんと。しょうがないから、皆様、トイレの手洗い場に足を乗せるわけですね。だから非常に汚れます。でも、そこには貼り紙で、足を洗わないでくださいと書いてあるんです。

日陰といえば、かつて白浜大浜には、以前は大きな木の傘とベンチ、これがあったと記憶しておりますけれども、いつしか壊れて、これも撤去されております。

あるいはライフセーバーの女性たちが、汚な過ぎてトイレが使えないんだと、公衆トイレが使えないということで、わざわざ宿舎まで帰っておいまして、ある女性の言では、トイレが気絶するほど汚いと言いました。

車で来た人は有料の駐車場に止めるので、帰りには有料のシャワーを借りて、着替えは車

かシャワー室でできます。しかし、駐車場は必ずしも浜の目の前でなくて、坂の上にあったり、あるいは村の奥のほうに入ったりしたところだったりするので、結果、例えば砂だらけの体でコンビニで買物をする事になったりするわけです。バスで来た人も、もちろんそれら有料設備を借りることはできますけれども、泳がないまでも、浜に下りてくつるぐだけのお客さんもいますので、そういった方はやはり足を洗うこともできません。

さらに言えば、これらの設備というのは有料駐車場は夏しか営業しておりませんので、ほとんどの場合には。通年で考えれば、そういう有料設備もないというのが現実です。そして来遊客だけではありません。地元の子どもたちが友達同士で浜に下りても、水飲み場も足洗い場もありません。世界一の海づくりプロジェクトには、地元民も楽しめる海の活用、通年での海の活用とありますが、世界一の名が泣きます。

ここで1つお聞きします。この夏、庁舎横断の委員会、下田市健全観光都市形成プロジェクト委員会、これが設置されたかと思えます。その設置要綱がここにございますが、庁内各課が横断的に連携し、海水浴場及び周辺地域を含めた区域における様々な課題及び住民が抱える不安解消に向けた施策を推進するため設置するのだと。とてもよい委員会だと思うのですが、サービスと利便性向上という観点が抜けているようなのですけれども、この委員会ではそういう視点での施策立案、推進ということは今後議論、期待できるのでしょうか、お聞きします。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

2番（中村 敦君） はい、結構です。

議長（滝内久生君） それでは、11時15分まで休憩します。

午前11時 0分休憩

午前11時15分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

副市長。

副市長（曽根英明君） 庁内の横断プロジェクトの委員長は私がやっておりますので、ちょっと私のほうから回答させていただければと思います。

実際には今年度、プロジェクトのほうを立ち上げまして、その中で話した議題、こういった対策を進めようかというようなところは、例えばパトロールの話であったり、浜地内だけではなくて、その周辺である課題等について、様々議論して、対策などを行ってきたところですが、そういったちょっと直面する課題というところが今回は、今年度はちょっと中心になってきたところでございます、正直なことを申しますと、その海水浴場のサービスの向上をどのようにしていこうかというようなところは、今年度はあまり深く議論はされなかったところでございます。

ただ、サービス、海水浴場のサービス向上というのをしていくということは、議員の御質問の中にもあったように、条例違反をしてる業者を閉め出すというようなところの副次的な効果もございますし、これから下田市として大切な資源、観光客迎え入れるためには、その海水浴場のサービスの向上というのは必要なことだと思いますので、その辺りも今後、このプロジェクト、今年度限りのものではございませんので、その委員会の中で検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 市長、冒頭にございました、海離れ、海水浴離れは全国的な傾向であると。しかし、そんなことは関係ありません。下田こそ海水浴のすばらしさを発信すべき地です。全国の親と子どもたちに、グラフの2を見ていただきたいんですけれども、先ほどの資料の。グラフの2です。この上の2つ、グレーと濃い青いラインは、これが熱海と伊東の宿泊客数になるわけです。それで、一番下のオレンジと黄色、これがやはり熱海と伊東の海水浴客です、これだけ開きがありますが。では、この中段というか、下段の水色と緑色、これは下田の水色が宿泊客数で、緑が海水浴客数なんですね。下田はこれだけ宿泊客数と海水浴客数が肉薄してるということが分かるんです。

平成一桁の頃には100万人以上の海水浴客が訪れたこの下田です。今でも県下では牧之原市を上回りトップです。これまで夏の入り込み客数については、天気と海況による遊泳禁止の日数による分析と評価しかしてこなかったのではないのでしょうか。これまで積極的に海水浴客を増やそうという施策を取ってきたのでしょうか。確かに浜も磯も水も、海はきれいで、ゆえに人は減っているとはいえ、来てくれるのですが、そこに甘え過ぎているのだと思います。やはり今示したように、下田を知ってもらう最大の入り口は夏の海であり、海水浴場があります。温泉も歴史もジオもグルメも、確かにございますが、これを全体を増やすのは、

やはり観光立市下田の最大の利益になるのだと思います。

無許可営業者対策についても、それを排除することだけが目的になっていませんか。排除したら何も残らなかったでいいのか。大事なことは、まともなサービスを提供し、快適な空間をつかって誘客することだと、昨年開かれた白浜問題協議会でも議論、結論されました。冒頭でも言いましたが、今どきスキー場は仕事着のまま、スーツで行っても、ウエアから何からレンタルで、遊んで食べて温泉に入って、そしてビールを飲みながら帰ってこられる時代なんです。場所によっては新幹線の駅から直通の、直結のスキー場すらございます。

ここで大枠で1つ問いたいと思います。先ほど観光交流課長、答弁いただきましたが、第2次下田市観光まちづくり推進計画の受入れ体制強化、コロナ禍で快適で安全な海水浴場の開設は、短期着手という項目になっております。来年以降、確実にまずは最大誘客の白浜大浜、そして外浦、吉佐美から基本的なインフラ整備から始めて、近代的なリゾート化を目指して、本気で100万人の海水浴客を取り戻す、こういう目標を掲げてはいかがでしょうか。市長、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 貴重な御意見、ありがとうございます。前向きにそれについては検討させていただきます。

ただ、残念ながら、あるいは逆に言うと、ラッキーなことに、昨年、今年とコロナによって、こちらとしては大きな声で来てくださいと言いつらい、そういった状況がございます。ほかのところでは海水浴場を閉めてるところもございます。受け入れる側の安全もしっかり確保しなければならない。あるいは来ていただいた方も安全に、もしものとき、病院に行ける体制がなければならないというふうに感じています。そういったことを、つまり体制づくりをしっかりとやっていく。今はまずそういった地固めが重要かと考えております。それをした上で、積極的な観光振興に努めてまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 冒頭に申しましたけども、これはあくまでコロナ後のV字回復をいかになし遂げるかという話です。この先ほどからの資料にもありますが、熱海はしっかりと東日本大震災からV字回復をしております。これはやはり黙って、天気がよかったからとか、そういうわけではないんです、しっかりとインフラ投資している現実がございます。

民間投資が生まれて初めて観光地と呼べるのだと、これは進士為雄議員の言ですが。

議長（滝内久生君） 残り5分です。

2番（中村 敦君） そのとおりだと思います。見れば、衰退するばかりのホテル、旅館、観光施設で投資などありません。それもそのはずです。その前に行政がしっかりとインフラ投資しなければなりません。漁船は民間で造ることができますが、やはり港は行政がつくらなければならないのだと思います。

くどくどと申し上げましたけれども、この資料のように、ないない尽くしの海水浴場で、私はまた来てくださいと心から言うことができませんでした。本気の今後の市の取組を期待し、要望し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（滝内久生君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

次は、質問順位5番、1つ、南伊豆地域ごみ処理事業計画の中止を求める。2つ、下田市の海水浴場の運営について。3つ、新型コロナウイルスの市内感染状況とその対策について。

以上3件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。議長に御紹介いただいた順に趣旨質問をさせていただきます。

まず、南伊豆地域ごみ処理事業計画の中止を求める立場からお尋ねをいたします。

1市3町の焼却炉を下田市敷根の現在地に建設する計画は、まさに無謀と言わざるを得ません。焼却炉の建設予定地は、下田町から下田市への発展とともに、住宅地に囲まれた人口密集地となり、文教地域となっているわけであります。建設適地でないことは明らかであります。どうしてここに建設をしようとするのか、お尋ねをいたします。

ダイオキシンや水銀、鉛、カドミニウムなどの有害物質を含んだばいじんや、煙突からはCO₂や硫黄酸化物、窒素酸化物、あるいは塩化水素等の微量の粒子を排出します。健康不安をもたらす施設は人口密集地に持ってきていけないことは明らかではないでしょうか。しかも3町のごみを含めると、燃やす量は2倍となり、もう一つ、焼却炉を造るような事態となるわけであります。

交通渋滞も予想されます。観光バスよりもごみ車が多く押し寄せるようなことになり、子どもたちの交通安全上も問題であります。南海トラフ地震に備え、そのための居住地が高台に移ってきてまいっております。このような事情を考えずにまちづくりを進め、都市計画を進めてはいけないと思います。市長はどのようにお考えなのか、重ねてお尋ねをいたします。

次に、一般財団日本環境衛生センターに委託した、循環型社会形成推進地域計画及び南伊

豆地域における広域ごみ処理基本構想再策定はつくられたのか、お尋ねいたします。その内容を説明をしてください。

日本環境衛生センターがどういう経過でここに委託することになったのか、お尋ねをいたします。この団体に参加してる企業の多くは、焼却炉を造る団体であります。それ以外のものはあまり得手ではないと、そういう事業者であろうかと思うわけであります。

国は2050年度までにCO₂をゼロにするとしております。まさに気候変動に対応するための施策は、待ったなしの状況ではないでしょうか。北アメリカやカナダにおけます高温火事、火災、そして中国におきます水害、日本におきましても、毎年々、水害、台風の被害に遭っている事態でございます。気候変動に対しましては、CO₂を2050年度までにゼロにし、1.5度以下の上昇にとどめなければ、多くの生物が生きることができない、そういう社会になる、世界になると指摘がされてまいっているわけであります。このような中で、CO₂ゼロ、ごみゼロの運動を支えております環境型社会形成に、1市3町の広域ごみ焼却場の建設は、まさに反していると言わざるを得ないと思います。

また、市長は、資源化できるものについては1市3町で協議し、取り組んでまいりますと、令和3年7月7日の稲生沢川流域問題研究会の方々に文書答弁をしているところでございます。どのような形でこの資源化を協議し、この期間、取り組んでまいっているのか、お尋ねをしたいと思います。

2000年にできました循環型社会形成推進基本法は、廃棄の優先順位を次のように定めてまいっております。まず、ごみを減らす。2に、使えるものは再度使う。3番目に、戻せるものは資源に戻す。4番目として、戻せないものは燃やしてエネルギーに替える。5番目としまして、それでも残ったものは埋立処分をする。これに当てはめると、1市3町の焼却炉建設計画はどのように当てはめられるのか、お尋ねをしたいと思います。私が見るところ、単純に燃やし、そして、その灰は民間の事業者へ委託して処理をする。これではまさに循環型社会そのものに反する計画となっているのではないのでしょうか。

一般的に、可燃ごみの40%、重量にしますと約半分、50%が生ごみであると言われております。そして、生ごみの90%は水分であります。これを焼却することは、エネルギー、油の浪費であります。生ごみを分別収集して活用する計画を検討する必要があることは明らかであると思います。残りは紙やプラスチック類となり、燃やさなくてもリサイクルすることができるわけあります。そこで下田市の生ごみの実態はどうなっているのか、併せてお尋ねいたします。例えば学校給食の残飯はどうなっているのか、焼却炉に持ち込まれていようか

と思いますが、年間の量はどのくらいになるのか。

3点目としまして、どうして他町のごみまで下田市敷根に持ち込んで焼却処分をしなければならないのでしょうか。1市3町の焼却炉の処理能力は、年間4万5,570トンであります。平成30年度のこの1市3町の実績は、1万8,032トンであります。処理能力の40%程度しか使われていないということでもあります。焼却炉は1市3町全体で考えれば、各市町にあり、足りているということでもあります。ない施設は最終処分場であります。どうして最終処分場建設計画がないのか、市長にお尋ねをいたします。

4点目としまして、このような計画を進めていきましたは、財政破綻を来す計画であります。建設費に106億円、運営費に30年間で182億円、計288億円を使う計画となっております。収集運搬費は含まれておりませんので、これを含めると、優に300億円を超えるということになります。年間10億円以上にもなるわけであります。下田市の持ち分は建設費42億円、運営費82億円、計124億円で、年間経費を30で割りますと4億円程度ですが、運搬費を含めると5億円を超えるような金額となってまいります。ちなみに令和2年度の決算数字では、焼却炉と焼却炉の運転費含めましても3億2,000万円、この金額には収集費も、運搬費も含まれておるわけであります。まさに5億円と現状の3億2,000万円を、数字を単純に比較しても、財政破綻を来す計画でしかないと言わざるを得ないと思うわけであります。

第5点目に、循環型社会とは、使い捨て商品を使わず、ごみは燃やさず分別し、資源化することです。電気やガス、肥料や飼料等をつくることになり、農業や他の産業とつなげることが必要であります。したがって、まちづくりそのものの取組となるわけであります。庁舎建設事業においても担当部署が設置されました。環境対策課以外の担当部署を設置し、2名以上の職員を置き、計画づくりを進める必要があるかと思っております。焼却炉ありきの計画から、市民みんなのまちづくり計画にしていきたいと思うものであります。市長の所見をお伺いいたします。

なお、燃やさない1つの例といたしまして、福岡県三潁郡大木町の循環施設「くるるん」を参考資料として皆さんのお手元に配らせていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

なお、付け加えれば、3月議会では、私の質問に市長は、大崎町の焼却炉を持たない地域の実例を82%のリサイクル率を持っている自治体の紹介をしていただいたところでございます。1市3町の焼却炉を造るという計画は、市長自らの理念とも相反している内容ではないかと思うわけであります。

なお、平成31年3月29日に環境省は、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についてという通達を出しております。この中では、持続可能な適正処理の確保、PFIや長寿命化、あるいは2点目として、気候変動の対策の推進、3点目として、廃棄物の資源化、バイオマス活用の推進、4点目としまして、災害対策の強化、5点目として、地域の新たな価値の創設と、こういうことがうたわれているわけですが、当然、この廃棄物処理計画、1市3町の焼却炉につきましては、このような環境省の指導基準に合わせて実態がどうなっているのか、チェックをする必要があるかと思いますが、どのようにチェックをされているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、下田市の海水浴場の運営についてをお尋ねします。

白浜大浜海水浴場の違法営業者対策はどのように進められてまいったのでしょうか。特に、松木市長が大変努力されてきておりますので、この機会に、ぜひともこの課題は解決をしていただかなければならないと思うわけであります。パトロールの実施とその効果についてお尋ねをいたします。

海水浴場条例の罰則適用を前提としました指示書を出したということですが、その指示書の内容とその後の対応についてお尋ねをしたいと思います。条例第6条、禁止行為、浜地でのパラソルやベッド、飲食物の販売、賃貸または保管、浜地の保管も規制をしているわけであります。また、勧誘すること。条例第7条では、中止の指示。第9条では、罰則（行政刑罰）、告発までを見通している条例となっていようかと思うわけであります。

そして、ただ単に条例だけではなく、浜地で営業をしているわけですから、当然、課税当局として、営業者を特定し、課税をする必要がある。また、若者を泊めて作業に当たらせているということになれば、労働条件や青少年の補導の問題、いろんな面からのこの違法業者へのチェック体制が必要であることは明らかであろうかと思うわけであります。このような体制をぜひ取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、夏期海岸対策協議会原田支部の運営について、どのような組織が今年担当することになったのかと。また、どのような運営がこの組織によってなされたのか。浜地内のレンタル事業やサービス事業が行われたと聞いておりますが、その点をどのように評価をしているのかと。

私は、そういう意味では、必ずしもサービスがないから、その隙間に不法営業の業者が入ってきたと、こう考えるべきではないのではなからうかと。むしろ下田の自然、この自然な海水浴場を満喫していただく。サービスが要らないというわけではなくて、浜地内でのサー

ビスの在り方というのは十分検討する必要があるんじゃないかと思うわけでありまして。そして、それぞれ海水浴場によって、その内容も違ってくというのが実情ではないかと思うわけでありまして。

さて、令和3年度下田市夏期海岸対策協議会、令和3年7月6日の予算書によりますと、委託料が3,528万円のうち、2,400万円が海水浴場の監視業務だと、こうなっているわけでありまして。そして、白浜大浜警備員の配置業務が514万2,000円、同感染症対策設置業務が526万9,000円だと。九十浜の海水浴場の感染症対策、2メートル間隔でロープを引いたというこの業務であろうかと思いますが、80万3,000円となっているわけでありまして。それらの評価、成果をどのようにお考えになってるのか、お尋ねをいたします。

令和元年度の海水浴の入り込み数は41万3,310人、令和2年度は18万4,800人、今年の令和3年は、伊豆新聞紙上の報道によりますと14万1,000人余だと。コロナ禍の中で、入り込み客数が減るのは残念ではありますが、いたし方ない面もあろうかと思いますが、このような中で、令和2年度決算が3,910万円に対しまして、令和3年度の予算額は5,591万8,000円、こうなっているわけでありまして。財政上も今後どのようにしているのか、総括する必要があるかと思っております。5,591万円のうちの、そのほとんどは市の補助金であります。コロナ対策のため、1,900万円からの支出が出ておりますので、その分は例年よりも多くなるという事情は当然出てこようかと思うわけでありまして、いわゆる地元の駐車料や等々の収益をもって、海水浴場を運営をすると、こういう形で長い間、来たかと思うんですが、ここ令和3年度は、そのような形態だけではなくて、むしろ多くの補助金を市が支出をして、それを支えなければならないと、こういう現状になっていようかと思うわけでありまして。

そういう観点から申しますと、そういう方向で、2年、3年と進んできているわけでありまして、果たしてそういう方向で運営が可能なのかどうなのか、検討する時期に来ているような気もするわけですが、お尋ねをしたいと思います。

3点目としまして、やはり海水浴場としてどのように整備をしていくかという観点も必要かと思うわけでありまして。吉佐美舞磯浜海岸空地及び市道下条線の違法占用は是正がされたのでしょうか。県との関係もあろうかと思いますが、お尋ねをいたします。

令和3年度下田市海水浴場における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインはどのように活用されたのか。まん延防止等重点措置、それから緊急事態宣言時の海水浴場の運営については、それぞれ協議して、今年の場合は決定をするという形になっていたかと思いますが、多くの海水浴場では、閉鎖したところもあろうかと思うわけですが、どのような考えで

現状のような運営形態をされたのか、お尋ねしたいと思います。

また、今年の夏の事故死とその対策についてお尋ねいたします。私の通じるここでは、4人の方が事故死をされているようですが、本年の事故死がどういう形態で起きたのか、お尋ねをしたいと思います。

また、海水浴場、海岸ごとの危険情報を周知させる必要があるのではないかと思います。遊泳禁止でもサーフィンはやってよいとすることについては疑問を感じるわけであります。サーフィンのベテランの方も、この波ではちょっと出ては危険だと、こういうことを言って、海に出ていかない方もあるわけでありますが、そういうことからいきますと、やはり防災上、一定の検討が必要ではないかと思うわけであります。

次に、ライフセーバーの配置についてお尋ねします。本年度は本部から各支部に配置をすると、こういうことにしましたので、現場の判断ではなく、ライフセーバーの責任者の方が本部と連絡を取って対応をすると、こういう形になったかと思うわけですが。そのことによって伝達が遅れ、現場の海水浴場とのそごが出るというようなことがなかったのか。その内容がどのような形で海水浴のお客さんに伝えられたのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、海水浴場を閉鎖した中での安全対策や監視体制はどのようにすべきなのでしょうか。議論がされてまいったかと思うんですが、その内容を御紹介いただきたいと思います。

6点目としまして、海水浴場の施設整備についてであります。吉佐美大浜海水浴場をはじめ、市営トイレのない海水浴場のトイレ整備と管理についてをお尋ねをしたいと思います。

次に、入田浜海水浴場の護岸整備と、この市道認定についてもお尋ねをしたいと思います。昨年9月の台風によりまして、入田浜海水浴場の護岸が壊され、砂地ですので、そのままですと、道路敷地まで影響してくると、壊されるという心配が出ていようかと思うわけであります。

次に、新型コロナウイルスの市内感染状況とその対策についてお尋ねをしたいと思います。

新型コロナウイルスが感染症が爆発する中、第5次の緊急事態宣言は21都市、先日はそのうちの19都市がさらに30日まで延期をされるという報道がされていようかと思います。静岡県も対象地域であり、まん延防止措置、そして今日は緊急事態措置が続けられているわけがあります。これはまさに政府による人災と言えるのではないかと思います。オリンピックの強行や検査の抑制、原則自宅療養、自己責任論のこの致命的な欠陥を克服していく必要があると思います。そこでお尋ねいたします。

今日9月4日現在の状態は、144人の市内感染者がいると報道されておりますが、現在の

療養者は何人で、入院者、あるいは自宅療養やホテル療養者は何人でしょうか。また、下田メディカルセンターや保健所はどのような役割を果たしているのか、お尋ねいたします。

次に、感染拡大をどのような形で阻止しようとお考えなのでしょうか。

児童、生徒（12歳未満）のこの防止対策についてどのように検討されているのか、お尋ねしたいと思います。

さらに、ワクチン接種の実績とその効果についてお尋ねいたします。

営業や生活支援がもう一方では求められていようと思います。市独自支援の取組の実例と、国への要望なくして、今日のこの危機的状況を救うことはできないのではないかと思います。持続化給付金や家賃支援給付金、特別定額給付金や医療機関への減収補填について、再度実施するよう政府に強く求めていただきたいと思います。市長の所見をお伺いいたします。

以上で趣旨質問を終わらせていただきます。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

13番（沢登英信君） 結構です。

議長（滝内久生君） それでは、午後1時まで休憩します。

午前11時50分休憩

午後 1時 0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私からは、ごみ処理事業計画について及び新型コロナウイルスの対策、この2点、お答え申し上げます。

私たち現代人の暮らしは、環境負荷をどんどんどんどん大きくして、そうして便利な暮らしを成り立たせております。私たちは生きてるだけで二酸化炭素をこうして排出する。ですから二酸化炭素ゼロという話は必ずしも排出をゼロにするという意味ではなく、吸収量と、吸収する森とか森林とかの吸収する量とバランスを取ろうと、こういうことです。それがカーボンニュートラルな思想です。言うまでもなかったかもしれませんが。

そして、私たちが今、下田市として循環型社会を目指そうと宣言し、その過程として焼却

のごみ量をできる限り抑えていく、これについて1市3町で連携して取り組むのが広域ごみの基本構想でございます。具体的には、例えば生ごみ、先ほど議員が御指摘ありました生ごみの水切り、これはかなり有効であるというふうに言われています。そのほかにも、雑紙の回収がまだ十分ではないためにこれを高め、また、プラスチックごみについてのリサイクル、こうしたことを図っていくと。そうすることで、ごみ焼却場そのものの規模も相当規模まで圧縮できるんじゃないかというふうに考えております。

新たな部署設置につきましては、今、環境対策課担当となりまして、横断的な調整をして、やってるところでございますので、人的コストだとか金銭的成本を考えると、この形態での検討が、現在の形態での検討が最も合理的というふうに考えてるところでございます。

2点目としまして、コロナウイルスについてでございます。感染拡大の防止策としまして、今、私どもが第一に進めておりますのがワクチンの接種でございます。これは重症化や死亡リスクを低減することができるというエビデンスがございますので、この実証されているワクチンについて、なるべく幅広く受けていただくように工夫してるところでございます。そのかいありまして、9月5日現在、ちょっと古いんですけども、9月5日現在でも1回目が約8割、2回目が約7割と順調に推移してるところでございます。今後、市全体で8割程度を目指してまいりたいと考えております。

国ではワクチンの接種が一定レベルになったら、昔の日常に近い形に緩和できるんじゃないかといった議論が始まっております。まさに賀茂地域は人口が少なく、しかも高齢者が多いことを考えると、こうしたことに対して強みがある。この強みを生かして今後、ワクチンを推進してまいります。

また、それだけではなく、新・下田モデル、これは個人レベルでの対応ということで、まさにこうしたライフスタイルとして私たちは感染防止に一人一人が取り組むこと、そして、それが定着することを目指してまいります。

また、濃厚接触者が特定し切れないような市中感染、前回もございましたけれども、こうしたときには、医療的なアプローチ、つまり保健所がやっている感染者からたどっていくというだけではなく、もう少し別の角度、私はそれを防災的なアプローチと呼んでますけども、もっと広めに囲い込みをする。前回それをやりました、市役所で可能性のあるところは全部拾おうじゃないかということで、二重の囲い込みを行いました。そうした対応も行って、私たちとしては感染拡大を防止していくというところでございます。

以上でございますが、1点、ごみ処理の中で議員の発言について、ちょっと気になること

ろがございますので申し上げます。議員の最初の冒頭のお話の中に、今、ごみ焼却場の煙突からカドミウム、ダイオキシン、鉛、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素等が排出され、健康不安をもたらす施設はこんなところに持ってきてはいけないというふうにおっしゃいました。私はこれについては、エビデンスはどこにあるのか。私どもは当然測っております。毎日そこで額に汗して働いている人たち、職員、そういった人たち、関係者への仕事に対する誇りをおとしめることになるのではないかというふうに私は危惧しております。コロナ禍の社会においては、悲しいことにデマや中傷、誹謗中傷、そういったものが非常に今、流行しています。議員はそんなことはなさらないと思いますが、冒頭のこの発言については、私としては看過できない表現がございましたので、もしエビデンスがあるなら教えていただきたい。でなければ訂正していただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうからは、南伊豆地域ごみ処理事業計画の中止を求めるということで幾つか御質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

初めに、南伊豆地域広域ごみ処理事業焼却場の建設適地ではないことは明らかではないでしょうかという御質問でございます。こちらにつきましては、既に御説明を申し上げておりますけれども、現在の敷根の土地につきまして、既に都市計画に、現在の都市計画に定められております、その現在の敷根の清掃センター用地、こちらにつきましては交通アクセス面でありますとか、あるいは周辺の土地利用との整合性、そして先ほど市長も申し上げてますとおり、常日頃の環境面での測定も行っているなど、各種要件、整っておるところでございます。こちらを基本的な候補地として、この協議を進めているものでございます。

現施設における公害測定の結果につきましては、いずれも基準値を下回る、大幅に下回る水準にあります。新施設においても高度な焼却技術を導入し、さらに厳しい自主基準値を設定することで、従来より安全な処理の実現と環境負荷の低減に努めてまいります。さらに環境アセスメントを行う予定であり、懸念される交通量の増加につきましても、今後、効率的な収集運搬体制等を検討する中で、必要な交通安全対策についても検討してまいります。

続きまして、日本環境衛生センターに委託しております循環型社会形成推進地域計画及び基本構想の策定についての御質問でございます。広域ごみ処理基本構想につきましては、ごみ処理の現状や課題、ごみ処理技術の動向、ごみ処理行政の動向等を整理し、広域化の基本

方針や施設整備の方針等を取りまとめていくもので、内容も精査、各市町での確認等が必要なことから、委託業務の履行期間、9月末までにそれぞれの町との調整を終え、それぞれの市町においてお示しをする予定でございます。

また、循環型社会形成推進地域計画は、市町村が廃棄物の3Rを総合的に推進するための広域的かつ総合的な廃棄物処理リサイクル施設を整備を計画するもので、11月中に作成を終え、県へ提出することを予定しております。

それから、下田市の生ごみの実態及び学校給食の残飯等の処理はという御質問でございますが、下田市内の生ごみにつきましては、年4回、ごみ質調査を実施しておりまして、こちらの調査によりますと、可燃ごみのおよそ15%程度を占めるというふうに思われております。家庭から排出されるもののほか、ホテル、旅館、飲食店等から排出される事業系のものも相当量はあると思います。学校給食の残飯につきましては、給食センター内にあります残菜処理機により粉碎、脱水を行いまして減量し、後に清掃センターに運び込まれておりまして、失礼しました、量ですけれども、平成31年度が、今、担当課のほうからいただいているデータで、年間の残食量が平成31年度の数字で9,224キログラム、うち主食分が2,548キログラム、その他が6,676キログラムで残食率が7.44%というふうになっております。1日当たりの残食数にしますと、およそ50キロ程度でございます。

続きまして、どうして他町のごみを下田市に持ち込んで焼却処分しなければならないでしょうか。それから最終処分場建設計画という御質問についてお答えします。

1市3町で稼働中の焼却炉は、老朽化が進んでおります。ごみ量の減少や施設の処理能力の低下、修繕費用の増加等により維持管理コストが増大し、非効率な施設運営となっております。この課題に対応する1つの方法として、広域化を検討しているところでございます。4つの施設を1つの新しい施設とし、喫緊の課題であるこの老朽化した施設の更新の必要性及び各市町で負担となっているコストの削減につながるものと考えております。

最終処分場についてですが、こちらにつきましては各市町のごみ処理基本計画の方針等を踏まえまして、広域協議では当面、民間委託による最終処分の確保を継続していく方向性となっております。焼却残渣の一部資源化など、最終処分量の削減に向けた検討も進めておりまして、最終処分の在り方については今後も引き続き1市3町、課題として協議を続けてまいります。

それから、下田市が財政破綻するのではないかとという御質問でございます。こちらにつきましては、事業費については今後、施設規模等を踏まえ、より詳細な検討を行うことになり

ますけれども、広域化により各市町が単独で施設整備をする場合と比べ、事業費の削減効果があるということが既に調査結果で示されており、2月の全協等でも資料としてお示しをしているところでございます。現在策定中の基本構想や、次の基本計画において、適切な施設規模を精査していくとともに、国の交付金を活用するなどし、自己負担の軽減に努めてまいります。

それから、平成31年に国のほうから出された通知でございます。平成31年3月29日付、環境省令ですけれども、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についてということで通知が発出されております。こちらの中で、こちらについては県に対して広域化、集約化について計画を策定し、今後の持続可能な適正処理の確保に向けた広域化、集約化に係る計画を策定して、これに基づいて安定的かつ効率的な廃棄物処理の体制を構築するようというふうな形で出されております。この中で、沢登議員おっしゃるような形でいろいろ注意点がございまして、その冒頭では、持続可能な適正処理の確保ということで、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があるなどということなどのほか、廃棄物の資源化、バイオマス利活用の推進等のほか、災害対策、そういった幾つかの点が述べられております。現在、県のほうで県の広域化の計画について策定を進めているところございまして、県のほうでも地域の実情に応じた形で計画の作成が進められているというふうに考えております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 私のほうからは、海水浴場の関係に関する御質問にお答えをしたいと思います。

まず、パトロールの関係でございますが、パトロールにつきましては、白浜臨時派出所に勤務する警察官に同行いただき、条例違反行為の中止の指示に加え、入れ墨対策や飲酒禁止の注意喚起を主に行ってまいりました。条例違反業者対策といたしましては、パトロールのほかにも、本年度はさらに抑止力を持たせるために防犯カメラも2基設置いたしましたほか、何より効果的だったと思われましますのは、原田支部の御尽力により、原田支部が浜地内でレンタル営業を行ったことによりまして、条例違反業者の営業拠点を後方に追いやったことだと感じております。

また、条例違反行為に対します指示書の発出は3件行っておりますが、これはパラソル、

ベッド、マリン用品を浜地内に営業のために保管していることに対し、発出したものでございます。指示書におきましては、2時間程度以内での撤去を指示しておりまして、指定した時刻に確認をいたしましたところ、全ての事案において撤去がなされておりました。

これらの状況を警察署のほうに説明をいたしまして、罰則の適用に結びつけていくための協議を現在しているところでございます。

次に、夏期対原田支部の運営についてでございますけれども、本年度の原田支部につきましては、NPO法人海クラブ伊豆、伊豆白浜観光協会、原田区の3者の協働による運営となりました。この体制が整いましてから、準備期間が非常に短い中で開設ができたことは関係者の方々の御尽力によるものと考えておりまして、関係者には深く感謝しているところでございます。

さらに、浜地内でのマリン用品のレンタル、また飲料品の販売など、例年以上の取組もされ、それらが結果として条例違反営業の対策に大きな役割を担っていただけたと実感しております。

来年度の運営につきましては、今年度の反省点も整理した上で、速やかに来年度に向けた協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それと、夏期対の予算に関連しまして、新型コロナウイルス感染症対策として、特に混雑いたします白浜大浜海水浴場と、密集度が高くなります九十浜海水浴場のソーシャルディスタンスを保つための柵の設置、白浜大浜海水浴場の警備員による健康チェック等につきましては、昨年度に引き続き実施させていただき、結果といたしまして、安全で安心な海水浴場としての運営につながったと考えております。

また、今年度の大きな変更点といたしましては、ライフセーバーの業務委託を夏期対の事務局によります一括契約といたしまして、監視体制の適正化に努めてまいりました。

議員御指摘のとおり、入り込み客数の減少が進みます中で、夏期対の予算、規模は増大しております。コロナ禍におけます海水浴場開設につきましては感染症対策は必須であり、必要な経費であったと考えておりますけれども、今後、費用対効果の面も含めまして、夏期対の反省会などで検証してまいりたいと考えております。

次に、ガイドラインの関係でございます。昨年度の反省点を踏まえまして、ライフセーバーや保健所等の関係機関からの助言も受けながら、今年度のガイドラインを策定いたしましたけれども、このガイドラインに基づきまして、海水浴場の施設の運営や飲酒の自粛など、新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいりました。本年度はガイドラインに静岡県が

示しますふじのくに警戒レベルに応じた海水浴場の開設に関します判断指標を設けまして、市内でのクラスターの発生、また警戒レベルの引上げ、さらにはまん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令などの状況の変化を受けまして、計6回の海水浴場対策審議会を開催いたしまして、開設につきまして審議をまいりました。

最終的には8月20日に静岡県内に緊急事態宣言が発令されることを受けまして、8月18日に開催いたしました海水浴場対策審議会におきまして、8月22日をもって全ての海水浴場の開設を中止するという判断をいたしましたけれども、その後も海水浴客の来訪が容易に想定されるということで、ライフセーバーに関しましては、通常の監視業務から遊泳禁止に対する注意喚起を主とする業務に切り替えて対応をまいりましたところでございます。

次に、夏の海の死亡事故とその対応についてということでございますけれども、本年度、重大な水難事故につきましては4件発生しておりますかと思っております。そのうち1件は、サーファーによる事故となっております。海水浴場が遊泳禁止となっている際のサーフィンの取扱いでございますが、サーファーはサーフボードを使用しており、離岸流から自力での脱出ができること、サーフボードと足をリーシュコードで結んでおりまして、サーフボードが命綱代わりとなること。また、日頃より波のあるところで練習をしているといったようなことから、現状では安全かどうかの判断はサーファー本人に委ねておりまして、今後もその方向で考えてはおりますけれども、情報といたしまして、海岸ごとの危険情報等の周知につきましては、事故防止のためには必要と考えておりますので、サーフィンの関係団体等とも協議し、周知を図ってまいりたいと考えております。

ライフセーバーに関しまして、今年度、夏期対の事務局による一括契約といたしましたけれども、本部と支部の連携につきましては、支部長等を通じて連絡を密に取っておるところでございます。海水浴場の利用客の皆様には、看板や放送機材による放送により情報をお伝えしております。開設中止時におけます安全対策や監視体制につきましては、今後の反省会等におきまして検証してまいりたいと考えてございます。

次に、海水浴場の施設整備の関係でございます。吉佐美大浜海水浴場に隣接するトイレにつきましては、老朽化も著しいというようなことは承知してございます。吉佐美大浜への公衆トイレ設置の要望につきましては、地元区からもいただいておりますけれども、静岡県の観光地域づくり整備事業費補助金の活用にあたりましては、公衆トイレ単体での整備ということがなかなか難しいものですから、観光地エリア景観計画に基づきます面的な整備が求められますので、今後も地元区との協議を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 税務課です。

白浜大浜海水浴場の違法営業者対策はどのように進められたでしょうか。課税、青少年の補導、勤務条件、あらゆる面からチェックをとという御質問の課税の部分についてお答えいたします。

税の課税については、課税対象と考えられれば、下田税務署、下田財務事務所と相談をしまして、適正な課税に務めていきたいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 引き続き、違法業者の対策で、青少年の補導関係ということで、青少年の補導につきましては、違法業者の従業員だけではなく、静岡県条例に基づいて、18歳未満の者に対し、午後11時以降、夜間徘徊として補導対象となり、警察のほうで対応していただいている状況となっております。生涯学習課においては、キャンプ禁止への対応と併せて、青色防犯パトロールを実施をいたしました。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 私のほうからは、舞磯浜の海岸空地及び市道下条線の違法占用は是正されたのでしょうかということでございますが、浜の違反占用問題につきましては、管理者である県より是正指導中であり、今後も問題解決に向け、引き続き連携してまいりたいと思っております。

次に、入田浜の浜の前の市道認定につきましては、私道を下田が市道にしようとする場合は、下田市私有道路の市道認定路線要綱というのがありまして、その全ての認定要件を満たすことができれば、申請手続を経て市道認定は可能と考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 私からは、入田浜海水浴場の護岸整備と、新型コロナウイルス感染症の市の支援の取組についてお答えをさせていただきます。

台風等により侵食された入田浜の護岸につきましては、道路側の土砂流出を大型土のう等の設置により抑えることで、民有地への海岸侵食を防止してございます。

今後の入田浜の護岸整備につきましては、長期的な視野で砂浜の自然復帰の状況、進捗の状況を確認しながら、地元の意向がまとまることなどの事業化への要件が整った場合には、海岸保全事業として検討してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの影響を受けた市内経済の回復と事業者支援のため、令和2年4月には、静岡県の休業要請に伴って、市内観光事業者等に休業要請を行い、感染拡大防止協力金休業要請分として、510事業者に1億200万円を交付したほか、感染予防分として836事業者に2,508万円を交付しました。同年10月には、市内経済の活性化を目的に、下田がんバル事業の開催補助を行ったところでございます。

市内事業者の資金繰り対策としましては、中小企業経済変動対策貸付金利子補給金として、県制度融資を受けた42事業者に利子補給を行いました。

首都圏に対して2回目の緊急事態宣言が発令されたことにより影響を受けた事業者を対象に、事業継続支援給付金として、623事業者に5,586万円を交付したところでございます。

市内事業者に対する補助金としましては、令和2年度に感染防止対策経営改善事業補助金や、中小企業販売力強化支援事業補助金を創設しました。両事業は令和3年度も継続してございます。

令和3年度におきましては、経済対策の一環としてプレミアム付商品券発行事業の補助を現在実施してございます。

県内の新型コロナ感染が拡大したことから、令和3年7月28日より、市内飲食店等に対し、静岡県独自の営業時間の短縮が要請され、8月8日よりまん延防止等重点措置の適用となり、8月20日から緊急事態宣言措置が適用されてございます。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 私ほうからは、新型コロナウイルスの感染拡大の措置についてお答えいたします。

市長のほうからワクチン接種に加えて、新・下田モデルの取組ということがございましたので、それについてお答えさせていただきます。

感染防止の対策の新・下田モデルの取組としましては、8月27日の全員協議会の今後の方針、また、昨日の矢田部議員の質問答弁に重なるところもございますが、現在、連携を図っております東京大学大学院、大澤教授より、下田モデルカードを有効に活用し、持続化させることが感染抑止のポイントとなるとの提言を受けております。

今後も、東京大学大学院、大澤研究室の連携の下、下田モデルカードのさらなる普及と持続により、感染防止対策を図ってまいりたいと考えております。

普及と持続に向けましては、8月23日に大澤教授と、あと三重大学大学院、近藤准教授、こちらの教授は参加型まちづくりやリビングラボを研究分野とする方で、その方も交えて、市若手職員と下田モデルカード利用促進に向け、ウェブによるワークショップを開催しました。また、昨日、伊豆新聞でも報道されましたが、9月8日には東急下田店で利用カードの利用実態調査、本日10日には、西本郷のマックスバリュで利用度調査をしております。併せて本日、メール配信によるアンケートを実施しております。これらの内容を基に、より使いやすく、使いたくなるようなインシデントの拡大と、モデルカードの改良を図ってまいります。

なお、昨日、伊豆新聞でも報道されてましたが、使ってるという方が19%ということで、約20%と換算したときに2万人とすると4,000人満たないとなりますので、こちらのほうをもっと使いやすく、使いたくなるよう、いろいろ工夫していきたいと考えております。また、中に知らないという方も残念ながら、すみません、50%近くいましたので、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、私のほうからは、新型コロナウイルスに関する御質問の中の、現在の療養者数、それから下田メディカルや保健所の役割及びワクチン接種の実績と効果について、3点について御答弁させていただきます。

まず最初に、現在の療養者数の関係でございます。静岡県では陽性患者やクラスターの発生した情報につきましては、細かな聞き取りが行われております。公表事項の有無を確認された上で、静岡県全体での状況が現在公表されてるところでございます。

ちなみに昨日公表されました県内の感染者数というのは3,154人です。現在の陽性者は3,154人というふうに報告されています。ちなみに入院中が12%、宿泊療養が5%、自宅療養が83%となっております。

下田メディカルセンターの役割についてです。下田メディカルセンターは、感染症病床2室、4床を所有します新型コロナウイルス患者の受入れの病院でございます。また、発熱外来、抗原・PCR検査の体制が取られており、それからあと、2次救急のほうも現在対応していただいているところで、賀茂郡内の連携体制の中心となっているところでございます。

続きまして、保健所の役割でございます。地域医療体制の確保、蔓延防止に関する業務が中心となり、具体的な内容といたしましては、相談業務、外来の受診調整、それから行政検査を行った後の検体の搬送、それから患者の入院措置、宿泊療養の調整、最後は疫学調査などが主な業務となっております。

続きまして、ワクチン接種の関係でございます。お手元のほうに1枚、A4横で下田市ワクチンメーターというものをカラー版で御用意させていただきました。先ほど市長から御答弁ございましたように、現在このような形で現在進んでおります。ちなみに1回目と2回目、全て足しますと、接種の合計が2万9,500回に及んでおります。医療従事者の協力の下、順調に進んでいると考えております。

ワクチンに期待される効果につきましては、通常4点ございます。感染そのものを防ぐ感染予防の効果、感染しても症状が出ることを抑える発症予防の効果、症状が出て重症にならないようになる重症化予防の効果、そして最後に、多くの人がウイルスへの抗体を持つことで社会全体が守られる集団免疫の効果などがあるというふうに言われています。

静岡県が発表された資料によりますと、8月下旬から1週間の感染者のうち、65歳以上のワクチン接種済みの世代、ですので7月末までに接種された65歳以上の高齢の皆様の方につきましては、県平均の4分の1の感染ということで、極めて感染者が少ない状況でございました。また、同様に8月下旬から5日間の県内のコロナ陽性者の調査を行ったところ、約8割の方がいまだワクチンの未接種者であったことなどから、発症予防効果が確認されているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、児童生徒への感染拡大防止対策についての御質問にお答えいたします。

緊急事態宣言が発令されている中、2学期を迎えるに当たり、8月20日には臨時校長会を開催し、今後の対応について協議を行いました。文部科学省及び県教育委員会の示す子どもたちの学びを止めないという姿勢を持ちつつ、感染リスクの高い活動は中止または延期するとともに、実行可能な活動は、感染対策を講じながら教育活動を進めていくことを確認しました。

8月27日開催の市議会全員協議会で御報告いたしましたとおり、9月実施予定の運動会の延期、10月初旬までに実施予定の修学旅行及び宿泊体験活動の中止または延期、緊急事態宣

言発令中の校外活動は、校内での活動に変更または中止・延期、緊急事態宣言中の中学校の部活動は中止としました。また、感染リスクが高い生徒が密集する運動、歌唱指導、調理実習等は、内容の入替え、指導方法を工夫することとしています。感染予防対策についても職員に周知を図るとともに、保護者に対して協力を呼びかける文書を配付し、児童生徒、教職員の健康管理について、登校・出勤前の検温、健康観察の徹底等をお願いしています。健康観察カードについては、以前から継続をしておりますが、様式を改め、同居の家族の状況についても確認できるものとなりました。

また、学校等における感染症対策チェックリストに基づき、健康観察以外にも小まめな手洗いの徹底、正しいマスクの着用、教室の換気、児童生徒の間隔の確保、給食等、飲食の場において飛沫を飛ばさないような席の配置、会話を控える対応など、感染症対策を徹底することとしております。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所にて新型コロナ対策に関して、市独自に実施した事業について報告いたします。

令和2年度につきましては、下田市出生応援支援金給付事業と、ひとり親世帯応援給付金事業を実施しました。1つ目の、下田市出生応援支援金給付事業につきましては、令和2年度に実施された特別定額給付金、国民全員に10万円の給付金でしたが、基準日である令和2年4月27日に生まれていなかった令和2年度の新生児を対象に10万円を支援金として支払いました。63人の新市民に630万円を支給いたしました。

2つ目の、ひとり親世帯応援給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減等の影響を受けると考えられる低所得のひとり親世帯に給付金を支給したものです。令和3年2月に児童扶養手当を受給している第1子152人に各5万円、第2子以降70人に各3万円の計985万円を支給いたしました。

令和3年度につきましては、非課税世帯商品券配布事業といたしまして、5月臨時議会に補正を計上し、産業振興課の実施したプレミアム付商品券事業のプレミアム付商品券、額面5,000円を令和3年1月1日を基準とした非課税世帯の世帯主に案内を送付し、申請のあった2,022人に給付いたしました。

以上です。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 私のほうからは、新型コロナウイルス感染症に係る国等への要望について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策の国への要望につきましては、令和3年6月9日に都市自治体が独自に実施をしました事業者支援の施策等への財政措置や、地域公共交通への支援を求める要望を全国市長会で決議をしております。

また、静岡県市長会を通じまして、令和3年8月6日に静岡県知事宛てに提出した新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用に関する緊急要望において、市町の財政負担を軽減するため、営業時間の短縮要請に応じる事業者への協力金について、地方負担分の全額負担を要望しております。

また、同日、市長と市内経済団体、観光協会、商工会議所、料理飲食店組合、商店会連盟が静岡県庁を訪問いたしまして、まん延防止等重点措置の適用に係る支援について、直接、県知事に要請を行っております。

また、このほか、全国市長会等を通じまして、各種要請活動に積極的に参加をしているところでございます。今後も機会を捉え、要望・要請活動を努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） ただいまの企画課長の答弁に、1つ付け加えます。私が経済団体とともに県庁訪問というくだりがございます。あの頃、ちょうど下田でもクラスターが発生したり、沼津でもクラスターが発生し、病院のベッドの空きが非常に厳しくなっておりました。ただし、だからといって、経済的な封鎖をしますと、私たちのまちはとんでもないことになる。これで関係の皆様が早朝から市長室に集まってくださいまして、そしたらもう、県知事に直接、私たちの困窮を伝えようじゃないかということで、バスで行ってまいりました。例えば静岡とか浜松とか、沼津ぐらいまで、そうかもしれないんですが、経済に自立性が高いまち、製造業がしっかりしていたり、あるいは企業の本支店がある、そうした経済活動が自立的に維持できるまちと、この下田は明らかに構造が違います。私たちは観光客という消費者、あるいは観光業の関連業者、こうした人たちが非常にたくさん、このまちにはございまして、こうした飲食店を止めるとか、県境を越える動きを止めるとかといったことに対する影響があまりにも大きい。このことを伝えましたら、この地区の選出の県会議員の森県議も全く同じだということで、県議会のほうで議論してくださったと後ほど、その後に森県議から伺いました。その結果、従来だったら飲食店の休業要請に対する補償だけだったも

のが、飲食店以外でも一定レベルの経営の困窮度があった場合については助成金を出しましょうという、そういう制度を県でもつくっていただきました。また、私ども下田市としても、そういうふうな幅広い支援ということをやったところでございます。これは私というよりは、その経済団体をリードしている方々が知事に、本当に裾野が広いんですと、私たちのこのまちは、そういったところは皆さん小さいので打撃が大きい、だからぜひお願いしなすというふうに生の声を伝えていただきましたのが非常によかったというふうに感じてるところでございます。ちょっと蛇足ですが申し上げました。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 御答弁ありがとうございました。順次再質問を、それぞれの項目ごとに進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

まず、南伊豆地域のごみ処理問題であります。市長はダイオキシンや水銀、鉛、カドミウムなどの有害物質を出していないかのような答弁をされ、疑問を持っていますが、これは明らかにしているわけであり。物質はなくなるわけ。1つの乾電池がもし炉の中に入っていれば、水銀もあるし、カドミウムもあるし、そういうものが入っているわけ。だからバグフィルターでそれらの有毒物質を除去して、外に出ないようにしているわけ。しかし、バグフィルターにはそれらのものが残るわけですから、それはばいじんとして出てくる。それを固めて持っていくという仕組みにしてあるわけ。それが出ないなんていう理解を市長がしてるんだとしたら、それは改めていただきたい。

そして、バグフィルターがどういうものかというのは、私どもの第2弾のチラシで、市長にも市民にもそのチラシをお配りさせていただいております。重量で99%の削減をいたしましても、粒やその小さな量から言えば、40%がそういうものは全部外へ出てるんだ。市長が言うところの、この廃棄物の処理法や、清掃事務所の濃度で決めた排出基準は適合してるかもしれないけども、そういう危険物が出ていないんだという証明こそ、逆にしてください、市長がそう言うんなら。出してるんです。だからどこの市町村も焼却炉を町なかに造るなんてことはしてないわけ。人ができるだけ住んでいないようなところに設置をするという配慮をしているわけ。ですから、それはもう市長の認識を改めていただきたい。私が間違っているのではなくて、市長がきっちり理解していないんだと。

それから、課長の答弁の中で、効率的な運用になるんだと、こういう言い方でございますが、私は具体的に、先ほど言いましたように、効率的な運用ではないと。現状3億2,000万

円でできてるものが、今、計画してるのは5億円以上もかかるんだと、下田市が出すようになるんだと。数字で明らかにしてます。何で効率的かという、今ある施設を全部壊して、新しい施設にするという仮定の話の比較をして、その仮定の中で、下田に集めれば安くなるんですよ、こういう論理でしょう。下田の施設を考えてみましても、昭和57年に造って、13年に例のダイオキシンの法律ができて改修をする。平成19年、20年に大改修をしてるわけです、煙突を直す、施設を直すということをやっています。したがって、それから考えますと、十四、五年しかたっていないんです、大改修から考えれば。それを35年たったから一律に改修するんだ。ずっと燃やすということではなくて、少なくとも当面、燃やさない仕組みをつくっていくというのが流れなんです。焼却炉を、今ある焼却炉はそれは大切に使って、ごみを減量化して、長く使えるようにして、修繕するところは修繕をして、そして、やがては9年後、10年後には燃やさない仕組みをつくり上げるというのが、今一番必要なことなんです、市長。それを1市3町のごみを下田に全部集めて燃やすなんていうのは効率的でも何でもない、どこが効率的なのか、御答弁ください。

それから、何回も言っていますように、現在、準工業地域になってるからいいんだと、これはおかしいんじゃないですか、まちというのは移り変わってるんですから、もう住宅地になり、都市計画のむしろ区画を変えなきゃならないようなときに来てるんじゃないですか。水害、地震の対応、津波の対応で、高いところに住宅が移ってるというのが今の下田の現状で、敷根が密集地になってると、住宅の。こういう現状がどうして市長の目には映らないのか、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

それから、そういう意味で言えば、南伊豆町がこの指止まれとやったと。しかし、これは一部事務組合等のチェック機能が果たせないからだということが1つであります、一番大きな問題は、ごみが少なくなって、経営が成り立たないと、1トン当たり3万5,000円で受けるから、それでどうかと、こういう提案があったわけです。その当時、平成28年の下田の現状は、1トン当たり3万7,000円ぐらいかかってましたよ、僕の記憶ですと。それを3万5,000円でやるからと。しかし69トンぐらいの、70トンぐらいの焼却炉では、それはペイできないんです、ただ燃やすだけなんですから。それで破綻をしたと。南が提案したことと同じことを、今度は下田のあれでやろうとしてるんじゃないかと思うんです、この指止まれを。何で1市3町のごみを下田に持ってくるのかということの答弁をいただいてません。はっきり答弁をいただきたいと思います。

取りあえずごみ焼却炉について。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、ただいまの再質問についてお答えいたします。

初めに、環境基準のお話が出ております。環境基本法に環境基準というのの定めがありまして、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるということで環境基準というものが定められております。また、同じ条文の中で、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないということで、これらの環境基準というものが科学的な知見に基づいて設定されているわけでございます。

先般、7月20日の説明会でも御説明申し上げましたが、これらの基準を満たすために、各こういった清掃施設等について排出基準というのが定められており、これについてもより厳しい基準でもって排出を抑制するよう設定されておきまして、下田市の現在の清掃センターにおいても、これらの基準が満たされているわけでございます。その測定方法につきましても、大気汚染防止法でありますとか、ダイオキシン類対策特別措置法によりまして、その法令、規則、それから日本産業規格等の基準に沿って測定方法というのが詳細に定められております。その測定方法に沿って採取し、測定したものが、各種項目につきましても基準を大幅に満たしていると。その上で、今後計画する新しい施設におきましては、さらに厳しい自主規制値を設定し、対応していくと、その自主規制値を求めるようなさらに厳しいことを、新しい技術ですとか、そういったもので満たしていくといことで考えております。

それから、ちょっとバグフィルターのお話が出ておりましたけども、バグフィルターにつきましても、その大きさですとかということのお話がありましたけれども、現在のバグフィルターは、その後の技術的な向上がありまして、現在は、沢登さんが先ほどおっしゃった0.1マイクロメートル、その大きさのものにつきましてもバグフィルターで処理されるというふうになっております。

それから、燃やさない仕組み、効率的な運用で燃やさない仕組みを考えるべきだというお話につきましても、こちらも今まで答弁で申し上げているとおり、トンネルコンポスト方式というのを調査いたしまして、結果としてその方式が採用できない。そういう中で1つの選択として、現在の焼却方式、やむを得ないということで答弁をしているとおりでございます。

それから、都市計画のお話でございます。準工業地域だから、周辺、住宅化してるからというようなお話がございましたけれども、都市計画につきましても、これは確かに当初設定されたのが昭和五十五、六年、57年ですか、五、六年のはずですけども、その後、都市計画というのは不断の見直しを行われておりますが、現在の清掃センターの敷地というのは準工

業区域に指定されておりまして、周辺の都市計画マスタープランの中でも周辺の土地利用の整合性というものを取った形で、地域の整備方針を定めているところでございますので、現在の場所は、現在もそういった見直しの結果、今も準工業地域というふうに引き続きなっているものというふうに認識しております。

それから、広域化の経済的な部分の、財政的な部分のお話、ありましたけれども、沢登さんがおっしゃるような形の仮定だから、こちら仮定だからというようなお話がありましたけれども、2月の全員協議会で資料示して、そちらで建設費と運営費という形でお示しをしております。仮に広域を選択しないで、下田市が単独で、同じ条件で単独炉を設置した場合には、大体年間で計算すると8億円ぐらいになるんじゃないかと思うんですけども、そういった金額がかかるような試算になっていたかと思えます。そういった形で、今後の下田市の財政負担等や、1市3町での全体での財政的な負担を軽減する、そういった意味でも今回の広域化というものを検討し、1市3町でやっていこうというふうになったものでございます。

私から以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） この7月の半ばに、県の連携協定の会議があったかと、広域の会議があったかと思うんです。そこで市長も確認、こういう方向を確認したということだろうと思いますが、その根本にありますのは、一番最近の例を言えば、平成31年3月29日の環境省が出した持続可能な適正処理を求める、このごみ処理の確保だと、広域化と集約化が必要なんだと。これですけど、この第1点で何を言ってるかと、集約化の中の適正な確保というのはPFIを検討しなさいよ、これはやりましたね、南伊豆町が、これは駄目になったと。そして今度は広域でやるんだと言うんですけど、その前に長寿命化計画がどうなのか検討しなさいということ言ってるんです。今ある施設を修理をして使うということはどうですかと、そういう比較をしていますか、比較論、やってない、下田も、1市3町のどの町村もそういう比較をまずやってないんです。しかも、先ほど言いましたように、大改修からは15年です。確かに建物は35年もたって、雨漏りして、直さなきゃなんないと思いますけども、言ってる内容の仕組みや制度は全く変わってないんです。だとすれば、それを修理していけば十分使えるというのがこの特色なんです、この焼却炉の。しかもこの焼却炉はやがて、燃やすのではなくて、燃やさない方式にしなさいということ国は言ってるわけです。したがって、100トン以上の炉にして、電気を発電しなさいと、こういう条件が全くないでしょう、69ト

ン、70トン以下の、この1市3町の仕組みの中では。したがって、単純なる広域化ではなくて、その地域に合った処理の方法を考えなきゃならないというのは明らかだと思うんです。それを単純に広域化すればいいという結論を出してるのが今の結論だと。

さらに2点目は、気候変動の対応しなさいと。CO₂を削減しなさいということ言ってるんです。今の計画で言えば、30年間もCO₂を出し続ける、燃やし続ける施設を造ろうというんですよ。私はもう生きていないんじゃないかと思えますけど、30年後じゃ。30年後までCO₂を出すような施設を今造ろうなんて、市長、ちょっと考え直していただかないといけないんじゃないでしょうか。そういうものであってはいけないということは、国、環境省そのものが出してるんですから、国自身が、削減をしましょうと。

さらに、廃棄物の資源化、バイオマスやいろんなことを研究しなさいと言ってるんですよ。トンネルコンポストを研究しましたと。それが駄目ですから、すぐに焼却ですよと、こういう結論を出すこと自身がおかしいんじゃないですか、それも。日にちや日程をかけて、今の炉だって少なくとも令和9年からですから、6年間の余裕はあるんですから、さらにそれを修理して、10年間ぐらいの余裕を持って、燃やさない方式を考えると、みんなで。そういうことが今求められてるんじゃないんでしょうか。

資源化というのは先ほど言いましたように、今の技術から言えば、メタンガス、あるいはそれから電気をつくる、お湯をつくる、あるいは肥料や飼料をつくるという、こういうことになりますから、そういう産業と結びつけることの事業展開をしなければ、単なるごみ処理、燃やすということでは終わらないということになるわけです。

具体的に必ずしもこれをやれという意味ではございませんけども、お渡しした資料の、はぐってみて103ページを読んでいただきたいと思うわけです。これは大木町の紹介例でございますけども、この4万人のところで200か所以上の説明会をしてると言うんです。今、下田市において、このごみ処理の計画の中で、市民とともに進めなきゃならないこの事業であるにもかかわらず、何回の説明会をしてるの、どういう形で市民から意見を聴取してるんですか、協力を引き出してるんですか。市民対象の循環シンポジウムを何回も学者先生を呼んでやってると。我がまちはどうしたらいいかという研究をしてると。ごみ分別を地域で指導する指導員を50人も募って育成をしたと。分別優良地区の表彰もしてる。小学校の循環授業の指導もしてる。学校給食への対応もしてる。しかもこれは市民の憩いの場所、カフェを、このメタンガスをつくってるところで展開をしてると紹介がされてるわけです。必ずしもこうやれということではございませんけども、こういう先進事例が幾つもあるわけです。

そして国が言ってるのは100トン以上、あるいは日量400トンを燃やすような焼却炉ですから、この伊豆半島にそういうものを適用しようとしても適用できないというのが私は明らかだと思います。

だとすれば、この70トンの炉でお湯をつくったり、電気をつくったり、そういう事業展開ができるのかできないのか、明らかにしていただきたいと思います。いかがでしょう。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますですがよろしいでしょうか。

13番（沢登英信君） はい、結構です。

議長（滝内久生君） 2時20分まで休憩します。

午後 2時 5分休憩

午後 2時20分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、沢登議員の再質問にお答えいたします。

まず、最後にエネルギーといった形で活用するのかというようなお話があったかと思えます。今回、交付金を活用して事業を進めるという循環型社会形成推進交付金というものの中、先ほど来、出ている、平成31年の通知にございましたとおり、エネルギーに活用とか、そういった部分もメニューとして盛り込まれておりまして、それでは発電というものは必ずしもやりなさいとか、そういったことではございませんで、今回、1市3町で計画している施設の中では余熱利用して、場内、エネルギー活用できる、温熱利用でやるのか、空調までできるのか、そういった部分についての活用は検討しているところでございます。

それから財政的な面のちょっとお話で補足させていただきますと、2月の全協以降、その100億円という数字が常々、ちょっと独り歩きをしていってしまっているような状況なんですけれども、あくまで令和元年に作成した、可能性調査というものを作成した際に、メーカーアンケートという形で十数社のメーカーにアンケートを取ったうちの回答をいただいた5社の数値を単純に平均をした中で取った数値ということで、もう本当に10億円規模で全数値が変わる可能性のある、非常に雑駁な、ある仮定に基づいた数値ということで、単純にこれ

を現在うちの決算額ですとか、そういった部分と比較するというのは、ちょっと数字というのは比較の対象としてあまり適切ではないのかというふうに思います。

私は以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 待てないので、時間ばかりたつから、また質問しますけど、その可能性を調査したのであるので、正確な数字ではないと、こういう課長の答弁でございましたけども、その数字によって焼却炉のほうが、下田の、1市3町の焼却炉を下田で造ったほうが効率的だという結論出したんじゃないんですか。実態的には下田は単独で今のものを全部壊して、新しく造り替えると、85億円かかると。言ってみれば、今の施設は約85億円の価値があるんだと、こういう具合にも言い直せると思うわけです。それが各、あと3町から20億円とか22億円拠出してもらえば、下田は42億円出せばいいんだと、こういう数字を出してあるんじゃないでしょうか。

したがって、西伊豆町も松崎町も22年ぐらいしか使ってない施設を、30年も35年も使える施設を、使えないかのように。

議長（滝内久生君） 5分前です。

13番（沢登英信君） 想定をして、計算をしてるんじゃないですか。まさにこの資料は、他町村の首長をごまかしてるような資料を提出して、焼却炉は安くできるんだと、こういう論理を組み替えていると、こう言わざるを得ないと思います。それから100億円のこの数字の中では、かえって温熱や電気をつくと施設費がかかって、余分に費用がかかるので、そういうものはつukらないということが明記してある。つukらないじゃなくて、つukれないと、規模的に。つukっても効率化に成り立たないということが明確に記載がされていようかと思えます。

こういうことから考えても、しかも下田市の現状のごみの年間の処理量は、8,000トンぐらいだと思います。多くて8,800トン。この30年度時点で1市3町のごみの量は1万8,000トンと先ほど言いましたように、そのうちの9,000トン、半分が下田市が燃やしてる量です。したがって、あと3町のは9,000トンあるわけですから、新たな焼却炉をもう一つ造ると、しかも敷根に造ると、こういう言い方ができるんだと。今のところにもう一つ、焼却炉を造るようなことを市長、するのかと、こういうことを問うてるわけです。ぜひそれは考えを改めていただいて、焼却炉を造らない方法というのを時間を、今の計画でも6年間はあるんですから、3年間でごみの減量化をする、9,000トンのごみを4,500トンに半分にする。そ

うすればなおさら焼却炉は要らなくなってくるわけです。人口が減る、2万人が今、1万9,800何人ぐらいになっていようかと思うんです。6年後、5年後にどうなるのかと。1万7,000人、あるいは1万6,000人になる。この状況は下田だけではなくて、1市3町も同じような状況になるわけです。そういう状況の中で、焼却炉を造ることが妥当なのかと。焼却炉を造らない方法というのが今開発されてるんだから、その道を研究して踏み出すと、その期間が3年間ないし6年間あるんだと。やりようによっては、修理をすれば10年間、そういう期間が取れるんだということを力説してるわけです。

ぜひともそういう方向を、広域で一定の結論を出したのかもしれませんが、もう一度、吟味をし直して検討し直していただきたいと市長に強く要望して、その点は時間もありませんので、終わりたいと思います。

それから、海水浴場の件でございますが、一定の前進をして、3件の指示書を出したということでございますので、ぜひともその点を御検討を、さらに条例を使うという、こういう方向を現実のものとしていただきたいと思います。

それから、この吉佐美の舞磯の海岸空地につきましては、ずっと占用道路ではないにもかかわらず占用してるという事態を引き起こして、地元の人たちも困っているわけですので、ぜひとも県と協議をし、早急にこの解決をしていただきたい。

議長（滝内久生君） 残り1分です。

13番（沢登英信君） いつ質問しても同じような返事しか返ってこないと。

それから、吉佐美大浜のトイレについては、区営のトイレはありますけども、これも古くなって、実態的に市営の、市がつくった海水浴場にトイレ施設がないというのは吉佐美大浜海水浴場だけだと思うわけです。ぜひともそういう意味では、県のつり橋があったり、ボードウォークがあったり、施設もあるわけですから、早急に一体の計画をつくって、海水浴場としての整備を図っていただきたいと。いつ質問しても、同じ返事しか返ってこないというようなのは非常に残念でございますので、その点をよろしくお願いをしたいと思いますが、再度要請をいたします。

入田浜海水浴場の護岸整備についても、こうすればいいんだというだけではなくて。

議長（滝内久生君） 時間です。

13番（沢登英信君） 解決する方向で手を貸していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

質問の御答弁をお願いします。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） まず、焼却炉、敷根にもう一つ造るのかというようなお話がちょっとあったように聞こえたんですけども、3つ目を造るというような意味なのかどうか、ちょっとすみません、質問の趣旨が分からないんですけども。いずれにせよ、今後、焼却炉の規模ですとか、その財政的な面につきましては、現在の基本構想、それから基本計画等の中でより精査して、ごみ減量化、リサイクル化の推進等、含めまして、小規模化、極力できるような形で今後進めていきたいというふうに考えております。

それから、まだ6年間あるというようなお話なんですけれども、なかなか現場では、現在、焼却炉を、もう既に部品がなくて、今日壊れたらどうしよう、明日壊れたらどうしようというような、そういうような状況もある中で、平成25年の南伊豆町さんのほうで進めて始められた勉強会等の広域化の検討というものを進めてきて、現在に至っていると。この6年間、いつ壊れてもおかしくないような状況で、また、一からなかなか検討を進めるというのは、今はとにかく喫緊の課題として、この焼却炉をどうしようかというような状況にあるという中での広域化の検討ということで御了解いただきたいと思います。

私は以上です。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 私のほうからは、吉佐美大浜のトイレの関係につきましてお答えさせていただきたいと思うんですが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、吉佐美大浜へのトイレの設置というような要望につきましては、既に地元のほうからもいただいておりまして、県の観光地域づくり整備事業費補助金の前提となります観光地エリア計画も策定をしておるところでございますが、あそこに関しましては、やはり夏の繁忙期と通常の閑散期と申しますか、その利用者数に大きな変動があるよというようなことで、設置をしようとするトイレの規模をどれぐらいにするかというようなところが非常に難しい問題になってくるのかなというふうに考えております。

それと、先ほど申し上げましたとおり、トイレ単体での整備に関しては、その補助金が頂けないというようなこともありまして、今後その周辺のエリアの面的な整備含めて、地元との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 舞磯の海岸空地と市道下条線の件ですが、先ほども申し上げまし

たように、浜の海岸空地の不法占有については、県が是正指導を現在も行っているところがございます。市道下条線の付け替えにつきましては、周辺隣接者と交渉は行っておりますけど、まだ了解が得られてない状況でございますが、粘り強く交渉して、付け替えを行いたいと思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 入田の護岸につきましては、海岸というのは、浜というか、波で侵食されたり、背後の駐車場とか、そこから流れてくる雨水ですよね、通常流れてるんですけど、今、御存じのとおり大雨が降ったときに、そこに流れないであふれて、違うところに行ったりして、その道路からの侵食って2つあると思うんですけど、その辺の中でどういう構造物ができるかというのは、いろいろあると思うんですけど。

ただ1点は、議員も御承知だと思う、あそこに営業してる店があるもんで分かってると思うんですけど、27年に津波対策の関係で、吉佐美の地区協議会を立ち上げて、記憶だと6回ぐらい、検討会をしたと。それプラス、地区の説明会も1回やってるところです。その中で、やはり自然豊かな海岸の利用と、あともう一点、防災安全、安全対策両面から考えたときに、吉佐美地区につきましては、やっぱり堤防、そういう施設を造らないで、避難ということを中心に考えていくという結果になりまして、海岸保全を担当している産業振興課としてはそこを尊重しまして、ただ、時代が変わって、状況が変わったときに、先ほど言ったように、地元の意見等がまとまると、事業化に向けたことが要望があれば、その辺の検討はさせていただきますという回答をしたところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） まず1つだけ確認したいんですけども、その確認というのは、循環型社会、SDGs、脱炭素、こういったことについて、下田市ではトップランナーを目指すというふうに申し上げてきています、今まで。これについては議員と恐らく方向性が全く同じだろうと思います。ただ、すみません、私は現実的にどうやってそこに目指すのかといった行程表をつくらなければなりません。一朝一夕にごみが皆さん、出さないようになるとは、ちょっと可能性としてはほとんどゼロに近いと思います。ですから、しっかりと私たちはそこに向かって様々な勉強をして、一人一人の生活のスタイルを変えていただくということになります。

例えば、スーパーなんかに行きましても、私たちのこの日本は、一つ一つ、個別に包装されていて、それを私たちは何の疑いもなく購入しています。もうはるか昔ですけど、私がヨーロッパをいろいろとバックパックのような形で歩いたときに、商品が山と積まれていて、そこから自分が欲しいだけ取って、それで目方を量って、その目方を量ったところから出てくる値段表が、その値段表を持って行って、スーパーのレジで買うと。そこにビニールはないわけですね。さらにそこでスーパーが30年ぐらい前だったような気がするんですけど、プラスチックバッグが要るかと言う、プラスチックバッグというのはビニール袋のことですね、要るかと言う、その30年前に要るかと言われて、何のことかと思ったら、いや、下さいと言ったら、じゃあ何セントだみたいな感じで言うわけです。ああ、有料なんだというのはかなり衝撃だったんです。今、日本はそれができるようになっている。

ほかにもあります。田舎あるあるに、田舎者はコンビニに車で行くというのが田舎あるあるであるんです。都会の人はコンビニなんていうのは歩いていくに決まってる。それはある程度の距離の差、あるかもしれないけど、実は短距離でさえ田舎の人は車で行くという、そういった統計が出ています。車からは排気ガスが出ます。排気ガスが出る、そこに顔を近づけたらとんでもないことになります。ですが、この排気ガスは、私たちは基準の中に抑えることによって、車という便利な道具を生活の中で使っているわけです。とはいいいながら、やっぱり地球への負荷を考えて、車じゃなくてもいいときは歩いていこうと、エレベーターじゃなくて徒歩で、階段で行こうと、こういうふうな一人一人の行動の変容が重要であろうというふうに思っています。

過剰包装については、今、コロナの中でどうしても他人との接触を避けるという意味から、一気になかなか進まないかもしれませんが、そういった総合的にみんなで取り組むこの循環型社会への指向性というものについて、今後も取り組んでまいりますので、市としても一生懸命やってまいりますので、また御指導いただければと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番、1つ、私の過去の質問に対するその後の経過について。2つ、市庁舎問題について。3つ、下田市内上大沢地区で計画されている大規模な太陽光発電事業開発と産業廃棄物処理場について。4つ、白浜大浜海水浴場の違反営業問題について。

以上4件について、6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 議長の通告に従い、質問をさせていただきます。

今回の質問は事務局に趣旨のみを提出させていただいてあります。詳細は議会の場という思いで、要旨だけを提出させていただきました。

まず、海と歩く日本一の下田海岸遊歩道について。

お手元の写真資料、見ていただいて、これが白浜の現実でございます。以前、前市長のときにも質問させていただいて、その後、進展がないということで、改めて現在どういう形になってるのかということを確認を含めて質問させていただきます。

私は、議員に立候補させていただくときに、挑戦したいこととして海岸遊歩道の整備を挙げさせていただきました。その目標に向かって、幾つかの質問をさせていただきました。しかしそのとき当局はできない理由を羅列され、方向性や結論的な回答はいただけなかったと記憶しております。私の質問事項に対して今日までどのようなことを実施していただいたのか、関係機関との調整、地域の確認、実施に当たったの問題点など、具体的なことをお答えください。ただし、当時、担当課の方には、観光交流課が中心になりまして、白浜の関係等は現地、狼煙崎も含めて確認していただいたことは私も承知しております。それに基づいての具体的な行動が何があったのか。市長も選挙公約で下田の自然をもっと生かしたいとの公約がたしかあったと思います。そういう趣旨からも、私の考えと同じではないかということで、確認の質問をさせていただきます。

それから、2、白浜大浜海岸の自然への復旧について。復旧という言葉は、もともともっときれいだったということです。写真提示、これは1ページ目と同じですけども、写真提示とともに質問させていただきます。

これも同じように、関係機関、これは国、土木事務所等々と思いますけども、関係機関との調整、現地確認、実施に当たったの問題点など、検討されたのか、全く何も行動を起こさなかったのか、回答をお願いいたします。

それから、3として、大浜海岸の、これ、地域の人は地震、または経年劣化による海岸の岩の塊の崩落、これについての撤去、浜の磯道の安全化、元へ復旧させるというようなことでの質問をさせていただきました。これについては、写真の大浜海岸の地震及び経年劣化による海岸歩道の磯道の復旧についてということで写真を添付させていただいておりますが、これも同じように、関係機関との調整、現地の確認、実施に当たったの問題点などなど、検討をなされたのか。全く何も行動は起こされなかったのか、具体的な回答を求めます。

それから、4、下田港入り口に放置されている廃棄船と思われる処理について。これも写

真とともに質問させていただきました。この写真は新しいものも入れてございます。年月がたっておりますので、船の数は増えておりますが、これについて、やはり関係機関との調整、現地の確認、実施に当たったの問題点など、検討はされたのか、また、全く何も行動は起こされなかったのか、具体的な経過、回答を求めます。

写真、これページが書いてありませんけども、具体的には船の廃船、これは持ち主を確認してということになると思うんですが、何年か、ここ3年、4年の間に、相当数、廃船が増えております。歴史と自然を大切にすると下田、その下田に何年も廃棄船が放置されている現状、この写真を見て、この状況を見た観光客は、下田はうんでいると感じるでしょう。そして峻巖とれんびんの思いを抱いて帰られることでしょうか。市民の力で馥郁のまちに変えていかなければいけないと思っております。市長の考えを構想があればお聞かせください。

それから、質問のB、次に参ります、庁舎問題について。

昨年7月に、新下田市長に就任した松木市長は、長年の懸案である新庁舎建設問題について、2017年度より進められてきた河内地区での建設計画を基本的に継承することを表明してきました。しかし、2020年度に予算化された新庁舎建設を執行せず、同年12月の議会において予算そのものを撤回しました。それから1年たった現在、新庁舎建設をいかに進めるか、御説明をお願いいたします。

松木市長の新庁舎建設計画の繰延べの方針によって、これまで支出した3億円余に上る事業費のうち、実施設計など諸事業は完全に生かされない無駄な支出となっております。その金額は1億円以上に上ると推定されますが、厳しい下田市の財政の中で、このような財政運営が許されるものではありません。このことにつきまして、執行者としてどのようにお考えでしょうか、執行者としての自らの責任も踏まえて御回答ください。

2として、本年度の新庁舎関係の予算で有識者による提言を求めるとして、さらに100万円近くが計上され、さらに追加補正で稲生沢中学校耐力調査として500万円が計上されました。これらの支出は、松木市長の新庁舎建設の基本的な計画が明確に定まらない中での予算です。今後、新庁舎建設に本当に生かされるかどうか、不明確です。本年度の予算執行を中止すべきではないでしょうか、責任ある回答を求めます。

それからC、下田市内上大沢地区で計画されている大規模な太陽光発電事業開発と産業廃棄物処分場について質問させていただきます。

1、下田市は桧沢地内における大規模な太陽光発電開発計画について、市有地の貸付けなど便宜を図り、開発の許可をしております。この開発計画は、かつて大量の産業廃棄物や土

砂が不法に埋め立てられた場所と隣接しております。この開発によって産業廃棄物処分場への影響を心配する市民は少なくありません。今年の7月、大雨で熱海、伊豆山の盛土が崩落しました。30人近くの犠牲者と多数の家屋が流されました。この土石流の原因となった埋立盛土の量は約5万6,000立方メートルとされています。松沢地内における産業廃棄物の埋立盛土量は、これをはるかに超える膨大なものです。この地域の開発によって大規模な土石流が発生する危険性が極めて高いものと推定されますが、県とも協議し、現状の調査、対策を早急にすべきと考えますがいかがお考えでしょうか、誠意ある回答を求めます。

質問D、白浜大浜海水浴場の違反営業問題について。

松木市長は、去年6月の市長選挙の告示の直前、前福井市長とのテレビ討論会で、違反営業ストップと書いた大きなパネルを掲げて、白浜大浜における長年の違反営業問題を勇気を持って解決するというを公約としました。そして、多くの白浜区民の人たちをはじめ、多くの市民の共感を得て当選されました。市長就任後、2度目の夏が終わりました。市長は公約実現のために具体的な対策をどのように進めてきたのでしょうか、その結果についてどのようにお考えでしょうか。今年の夏の白浜大浜海水浴場では、早くから違法営業を続けてきた2つの違法業者が、例年以上の大胆かつ巧妙な違反営業を海水浴場が閉じられるまでやられてきました。度重なる私たちの違反営業を止めさせるための提言などにもかかわらず、市長並びに市当局は毅然とした対策を取ろうとしませんでした。

そうした中で、違反営業を進める人たちは、夏期対の営業を進めてきた人たちへ妨害や暴言、威圧的な態度を繰り返してきました。その上、海水浴場入り口に、付近にたむろし、入場する遊泳者に検温を呼びかけるなど、あたかも自分たちが海水浴場の管理をしているような振る舞いをしていました。彼らの営業は、今年も海水浴場が閉じるまで続けられていました。私たちが一番心配するのは、このようなことから、来年度以降も違反営業を止めさせることができなくなるのではとの不安であります。

以上のような私の状況について、市長はどのようにお考えでしょうか。

本年8月18日頃、違反営業を繰り返す人たちの中にコロナに感染している人たちが出ているということが区民の間で広がり、彼らの拠点である近くの住民は、マスクをしないで出入りすることからも、いつ感染するか恐怖と不安にさらされました。最後のページの写真を見ていただくと、これ、ある民宿のところで違法業者がマスクもしないで自由に動いているということで、マスクをしる、大きな声を出すなという看板ですね。何軒かの民宿の方がやっております。

多くの区民は、彼らの拠点を前を通ることをやめて、自分たちを守ろうとしました。違反営業が区民の暮らしも脅かしていることが浮き彫りになりました。彼らの違反営業をやめさせない限り、地域の住民の不安は解消されません。市長としてこの状況をどうお考えでしょう、責任ある回答を求めます。

あとは写真を見ていただいて、現地もパトロールしていただいておりますので想像はつくと思いますが、現状はこういう形で、市民の皆さんも御理解していただければと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私からは、白浜大浜海水浴場の違反営業問題についてお答え申し上げます。

条例違反の影響につきましては、議員御承知のとおり、今般、庁内での横断的なプロジェクト委員会を設置して対応してまいりました。主な対策は、これも既に御存じでしょうけれども、パトロールの回数を上げる、メンバーを強化する、防犯カメラの設置、条例に基づく指示書の発出、様々な取組です。

また、今般はコロナ対策として様々なことをするというところで、それが副次的に違反業者への対策とつながっていたことが幾つかございました。今年度は2度目の夏ということで、市役所も、それから佐々木議員も中村議員も現地で本当に汗をかいていただきまして、そのおかげで相当進捗したという感想を持っております。とはいいいながら、それはやはりそこでお住まいの人たちの気持ちに寄り添ってるかどうかということ、やはりそれについてはまだまだ反省し、改善しなければならないと考えております。

それから、関係者への妨害行為や暴言、威圧的な態度につきましては、7月26日の全員協議会で佐々木議員からお話がありましたので、直ちに警察署に連絡をしまして、そして、その2日後の7月28日には、業者の店舗を訪れまして、直接注意を行ったところでございます。本年度、白浜・原田地区支部の方々には、本当に御尽力をいただきまして、海水浴場が若干の水難事故はございましたけれども、それなりに無事に開設ができたということに対しては、皆様にお礼申し上げますとともに、今年度の取組については、これからもう一度検証し、来年度以降につなげてまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 私のほうから、白浜大浜海岸のコンクリート海岸の修理につきまして、昨年度、管理者であります県のほうには要望させていただきましたが、昨年度は実施されていないということでございます。再度、また要望をしてみたいと思っております。

下田港入り口に放置されてる廃棄船につきましては、県の現在の対応状況としましては、廃船、放置船につきましては、所有者が特定できている船舶については撤去を指導しており、現在、2隻について、撤去の実施に向け、最終段階の調整に入っておると聞いております。今後も定期的に船の状況を確認し、油等の流出のおそれがあると判断した場合には、管理者として応急対策等を実施することとされております。

次に、産業廃棄物処分場の太陽光発電事業で、土石流が発生する危険性があり、対策を早急にすべきという質問でございますが、当該太陽光発電建設計画につきましては、既に静岡県県の林地開発許可を受けており、当市においても土地利用事業に関する指導要綱による実施計画承認並びに下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例による同意をしており、計画実施に向けて適正に手続が進められているものと認識しております。

しかしながら、本年7月、熱海市伊豆山で多くの人命が失われる土砂災害が発生したことを受け、8月4日に3区の役員代表の方と県の賀茂農林事務所、賀茂健康福祉センター及び下田市長、副市長、関係課長が参加して意見交換会を実施し、課題を洗い出し、今後の対応等を検討を行いました。

さらにこの意見交換会を受け、県の土木事務所も現地調査を行っております。今後は県及び市の関係機関による意見交換会を行い、必要な対策について検討していきたいと思っております。

私のほうから以上です。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 私のほうからは、市有地の関係で、浦戸海岸の崩壊岩石の撤去という御質問でございますけれども、この辺りの地質は非常に風化しやすい地質となっておりまして、過去に大きな崩落事故もあったところでございます。今のところ、遊歩道の整備などの計画は考えてございませんので、現在は事故防止のために立入禁止の措置等を取っているものでございます。

また、御神釜のほうにつきましては私有地ということもあり、所有者による措置がされていると伺っております。

私のほうからは以上です。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 新庁舎の建設につきましては、本議会に位置条例の一部改正を議案として提出をさせていただいております。新庁舎建設に向けた様々な課題を整理、検討しながら、今回提出をさせていただいております条例案のとおり、建設位置については河内、令和8年12月までに新庁舎を整備し、開庁を目指すスケジュールを進めてまいりたいと考えております。

支出済みの事業費につきましては、これまでに実施した基本計画や実施設計等について、可能な限り、有効活用に努めてまいります。事業費の圧縮と洪水浸水想定等、課題への対応、新型コロナの影響、既存施設の活用検討等の状況変化に対応するため、当初計画に一部変更が生じることは、必要かつ適切なことであるというふうに考えおります。

また、新庁舎建設事業につきましては、本議会に位置条例の一部改正を提案しております。建設に向けて事業を推進していく計画でございますので、本年度予算につきましても適切に執行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） なぜ過去の自分の質問に対して確認を取らせていただかなければならない心境になったかということをおっしゃっていただけます。

やはり答弁については、できない理由、そしてそういうものが前面に立って、いかにしたら市民、議員の意見を実現させていけるのかという前向きな答弁は感じられませんでした。私の質問で、以前、こういう答弁があるんだってびっくりしたのがあります。私の記憶に残ってるのが、今もしてるんですが、ブルーリボンのバッジの質問でした。私としては、当時、安倍首相が首相でしたから、当時つけていた、拉致被害者の運動のために、ああ、そうかということで、僕らも目覚めて、私も毎日しております。下田の多くの市民がこのブルーリボンをつけることによって、もしこのことが総理の耳に入って、下田を気にしていただけるきっかけになればとの思いからでした。黒船祭の招待に対しても、ああ、あの下田のまちかと、下田の招聘に対しても、もしかしたら下田の黒船祭に来ていただけるかなと思いがあり、提案しました。しかし、当時の課長、誰とは言いませんが、バッジは心の中につけていただいておりますと不思議な答弁がありました。周囲の友人から、それから身内からも、おまえ、新人議員だから、その程度でよいのだという思いからの答弁だよと、そんな指摘もあり、正

直言ってじくじたる思いが記憶に今も残っております。黒船祭に総理が来てくれることが実現したならば、下田にとって大きなこと、また、黒船祭が全国に知っていただく機会ともなるものとの思いからの質問でした。このような経緯から、自分の質問が当局がどのように真剣に受け止めてくれているのかとの思いで、今日の確認の質問をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

それで、市庁舎建設について御答弁をいただきまして、ありがとうございます。実は市民感覚では、市長が代わるたびに建設位置も変わり、建設の価格も変わり、何年も時間を浪費し、いつになったらできるんだという思いです。職員の皆さんはどういうふうに感じているかわかりませんが、新聞でもコラムでありましたように、もっとしっかりしろよというのが市民の思いです。私の経験からしますと、当初、市役所はどうしたらいいかということで、僕も一市民としてアンケートに参加させていただきました。そんな中で、年間通して使わない市役所だから、1階に持って行って、空いてるときは市民に使っていただくというようなことで、全員の賛同を得て、たしか1階案を、議場1階案というのが出されたと思います。市民の意見を聞いたということですから、これを大切にさせていただいて、実現に向かって何かされるかと思えば、実は特別委員会なるものを設置し、強引に3階案とし、これに伴う設計の変更を追加支出をしました。これでは市長が言う市民の意見を聞いて云々ということは通用しません。また市民の意見を聞く意味もありません。ですから、そういう経過で市庁舎建設が次から次へと変わっていったわけですけども。

そんな中で、市長もこれ、気に留めていただきたいところなんです、伊豆新聞で、市長が代わって、前市長の案は実は私は心の中では反対でしたと。市長が代わって、あのときは反対でしたと。そういう面従腹背の意見を言われた方がおります。名前は分かりませんが、新聞の記事ですから、記事の上ではそういうことがあったということでしょう。実はこういうこと、例えば例としたら、文部科学省の前川喜平氏、面従腹背、思ってることとやってることは違うんだよと、これは慶應大学教授の岸博幸氏が、これは官僚のくずと厳しい言葉で批判しておりましたけども、市長、言うべきことを言わない、本来ならば前市長の前で、自分の意見は主張し、こうしてほしいということで、それで多数決で決まったら、それに従うと、そういう意見も言わず、市長が代わったらそう思った。こういう言うべきことを言わない臆病な君下しか、君下、職員ですね、職員しかいなければ市は滅びます。私は誰か分かりませんが、心当たりのある職員は、私としては即刻辞表を出していただきたいような気持ちです。誰が言ったか分かりませんが。

そんな中で市の庁舎はどんどん変わってきましたけども、稲生沢中学の調査、これ、私からすれば、図面が存在すれば、市の担当で十分耐力測定はできると思います。また、できなければおかしいと思います。改めてこの予算、500万円以上をつけてやるというのはいかなものかだと思います。まして先ほど言ったように、稲生沢中学校をどこまでどういうふうにするかというのを明確にされない中での調査、これも理論的には合致しないと思います。この辺はなぜ担当課の職員がそれに対応できないのか、そんなに難しい問題ではないと思います。

それから、先ほど沢登議員でしたでしょうか、中学校を優先して、使えるだけ学校を使って、どうしても入らないところは庁舎を造る、そういう発想でないといけないと思います。これは市長はどう思ってるか分かりませんが、物事をつくる、物を進めるには財産、お金がかかります。僕らの発想は、予算、お金は市民からお預かりしてるものという発想なんです。前にも私、言いましたけど、議員も市民からやらせていただいている、そういう発想なんです。もっと大きく言えば、人間というのは自然の中で生かされている、そういう発想でいきますと、税金は市民からお預かりしてるもの、これを安易にあっちこっち、毎年同じような規模で使われるというのが私の実感でございます。2年しかまだ議員やらせていただけてないんですが、こういう流れは市民からすると、ちょっとおかしいんじゃないかなと。したがって、使えるものは中学を優先して、やると、それで耐力調査としても担当職員が努力すればできないことはありません。それに関連して、前にも質問しましたら、旧庁舎の図面はないんですと市長が言われましたけども、それにも驚きました。図面があれば、市長も土木におられましたから、ある程度の構造的な計算はできると思うんで、その辺もショックだったんですが、中学については図面があるということですので、構造計算、躯体図などで十分対応できるので、市民の税金を使わなくても耐力結果は出せると思うんですが、いかがお考えでしょうかということをお尋ねいたします。

それから、質問C、下田市上大沢について、通常のお答えがありましたけども、投棄されたとも言える産業廃棄物、伊豆新聞では県下343か所で盛土の緊急点検をして、82か所で面崩落や排水不良などの異常が確認されたと出ておりましたが、うち危険性のある10か所が確認され、各市町村から公表を検討すると伊豆新聞にありましたけども、問題となっている大沢の産業廃棄物処理場は、その対象になっているのでしょうか、確認をしていただければと思います。

下田市は桧沢地内における大規模な太陽光発電計画について、市有地の貸付けなど便宜を

図ってきたわけですけども、別に問題を提起させていただきたいのは、旧道赤間線、これは産廃業者の近くの峠ですが、ここは以前、谷間だったんですが、ここに昭和51年の水害のもろもろのものを埋め立てたりということで、伊豆山と同じような状況になってるんじゃないかなと思うんですけども、当時はまた焼却場の灰も捨てられていたかと思います。私もまだ学生でしたから、どういごみかというのは想像をするしかないんですけども。家屋の木材などの処分場にもなっていたことは記憶にございます。この旧道の処理場、今は捨ててないんですが、土石流の心配がないか、調査をし、下流域の安全を確認する必要があると思われるが、市長のお考えはいかがでしょうか。

それから最後、白浜大浜海水浴場違反についてですが、市長も含めて、ありがとうございました、大変な暑い中を。私も海クラブの仲間として手伝いをさせていただきましたが、大変な環境でございました。ここで、業者が一部撤退し、残った業者は最後まで営業してるんですけども、この差、なぜ片方の業者が撤退して、同じ通告をした、残った業者は最後まで頑張っ活動したというか、勝手なことをしていたのか、この辺の理解、説明、住民に分かる説明をお願いできればと思います。

私の情報では、これはあくまでも地域の人情報ですが、コロナに関係してるんじゃないかというようなことで戦々恐々としてるのも事実です。営業したくでもできなかったのではないかと、そういう話が地域の人の中からは出ているのも事実です。この辺について、市長の感想、市の力で排除したのか、そういうほかの要因で彼らが撤退したのか、その辺、市長はどういうふうに感じているのかお答えください。

それから、写真にもございましたように、違法業者、現行法で取締りができる、例えば荷物の積み下ろしで10分、15分、駐車違反をしても取締りの対象にならない。それから、歩道に物を積み上げて歩道の歩行者妨害にもならない、こういうのが僕の見てる限りでは放置されております。市のほうに警察からそういう取締りがあったので云々ということは何かあったのか。というのは、実は私の知人が、駅前のロータリー、あそこは5分以上止まると切符を切られます。この白浜はなぜ5分、10分駐車してても、違法業者、切符を切られないのか。この辺がやはり市民の平等感覚から納得できないということで、地域の人たちは思っておりますけども。この辺の結果としての、僕らが現地で見えていた限りでの取締りの在り方、現行法でできることがなぜできなかったのか、この辺、市長の思いを教えていただければと思います。

それから最後に、もう来年は違法業者は来ないのか、もしかしたら来るのか、今の段階で

の市長のお気持ちをお聞かせください。

以上です。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、3時30分まで休憩します。

午後 3時17分休憩

午後 3時32分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） まず御質問の1点目、耐力度調査の関係でございます。今回、稲生沢中学校の耐力度調査につきましては、稲生沢中学校の利用を検討するための資料として、現時点におけます構造の耐力、健全度、立地条件等を総合的に調査し、建物の耐力度を測定することを目的として実施をしております。建物については、現行の校舎、技術棟、屋内運動場の3棟を対象としております。建物の目視等であれば職員でも可能かと思いますが、今回、庁舎の利用について判断するというところで、公的といいますか、正式な判定が必要ということで、専門家、資格者の診断を持った耐力度調査という形で実施をしてるところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから、赤間の最終処分場のことかと思えます、御質問いただきましたのでお答えします。

ちょっと通告外ですので申し訳ございません、本日資料持ち合わせておりませんので、記憶の範囲になるということで御了解いただきたいと思いますが、最終処分場、平成9年、10年頃に埋立てのほうを終えて、その後、10年間ほど、水質調査等の経過調査をした後、平成21年頃に既に閉鎖を、廃止されております。一番下に堰堤が設置されておまして、そこから大体法律の規定どおりの形で斜面を設けて点圧し、排水施設もきちんと整備されている状況でございます。今回の土石流の災害の件を受けまして、安全性はどうかというところ

で、その安全性が100%どうなのかというところについては、ちょっと分からない、正直分からないというところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは、白浜大浜に関連する御質問に対してお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、途中で1社のほうが撤退をしたけれどもというようなお話なんですけれども、これは市の力だけではないというふうに思っております。今年は一歩進んだ対応は取れたかとは思っておりますけれども、それが全てで撤退をされたわけではない。御指摘のよううわさも聞いておりますし、そのほかにも、本当にうわさ程度の状況なんですけれども、別の要素もあったやに聞いております。

2点目の、商売にならなくなった業者が、今度は歩道に積み上げていたり、自動車でのというようなことなんですけれども、今年、何より効果的だったのは、原田支部の皆さんが入り口の3か所でレンタルをやっていただいたおかげで、条例違反業者の拠点が後方に追いやられたというようなことで、浜地での営業がしにくくなって、ベッドやパラソルなんかを歩道のほうに今度は置くようになったというような事実は確認をしております。したがって、今度は歩道ですもんで、浜地の外ではありますけれども、歩道ということで、我々としてはその意味におきましては土木事務所さんのほうに通報させていただいて、対応をお願いしたというような形で対応してまいりました。

それと、最後に来年のことをおっしゃってございましたけれども、当然、今年、一歩踏み込んだ対応をしたことで、来てほしくはないところではもちろんあります。けれども、現時点においては何とも言えないといった状況ではないかというふうに思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 答弁ありがとうございました。

課長さんにはパラソル立て、穴掘りまでしていただいて、学生の頃のアルバイトでやったのを思い出したということでお話、昔の話に花が咲いた思いがあります。

市長の思いを聞きたかったんですが、市長は来年、違法業者がどうなるのかというのを、今の時点での思いを教えていただきたいということで、市長に対する質問だったんですが、できれば今の感じをお答えください。

それから、赤間について、ぜひ調査をしてみたいと思いますが、その回答、やるやら

ないはないようですけども、いかがでしょうか。

それから、市長にお願いというか、市長は海岸を有効に使ってということで、選挙中も言っておられました。私も地元育ちで、伊豆の海岸、すばらしいと思っております。実は海クラブで、私、パラソルなどを立てさせていただいたんですが、実際はそれが目的ではなくて、来るお客様に白浜、下田の海岸のよさを知っていただきたくてやらせていただいたのが半分の理由です。どういうことかといいますと、来たお客様には、夏は1か月、白浜、いやが応でも来ますけど、僕らから言うと、秋から春にかけての白浜海岸、すばらしいんですね、市長も御存じだと思うんですが。必ずパラソルを立てたときに、私はお客様に言います。よかったら9月から3月までの白浜、下田、海はもっときれいですよと。そうですかと、それじゃ来てみようかと言うお客さんがほとんどでした。そういうことで、必ず声をかけさせていただきました。市長、できたら休日でもいいんですけど、私と一緒に海岸を歩いてみませんか、御案内します。僕ら、隅から隅まで行っておりますので、そんな必要ないよと言うのであれば、ここで話は終わりますが、そうかと、じゃあ一緒に行ってみましょうかと、弁当でも持ってということであれば御案内させていただきたいと思いますので、市長の思いをお聞かせください。

それから、庁舎建設で無駄な予算が発生したということで、これに対する責任についての答弁というか、なかったようですが、こういうことに対して、なったから仕方がないよじゃなくて、どこに原因があって、どういう形での責任を取らなければいけないのか、よければ提示願いたいと思います。

それから。

取りあえず以上です。回答、よろしく申し上げます。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 2点、お答えします。

まず1つ目が、白浜のその違法業者対応についてどうなのか、あるいは海を活用した通年型の観光についてどうなのかという白浜関連。もう一つは庁舎建設。この2点についてお答えします。

昨年度から私は市長になりまして、白浜の健全化に向けた取組を始めたわけですが、正直申し上げて、昨年度は暗中模索、取りあえずやってみようということでやった感じでした。今年度になってから、御承知のように庁内に横断的なチームづくりまして、そこで多角的にいろいろチャレンジしようじゃないかと、こういうふうにしたわけでございます。1社がいな

くなったことは、そのただ一点でなったとはもちろん考えておりませんが、それでも私としては、市長として、止まっていたものを動かすという、静止摩擦係数と呼びますけども、それができたかなというふうに感じています。ここから先は動摩擦係数、つまりさらに加速していくという、そういったことを目指します。そのためには、仕組みが必要であろうというふうに考えます。いつまでもちゃんと回転して、彼らに対してきちんとした法的な、あるいは実際の現地での様々な対応を仕組みとしてしっかりと構築するということが重要であろうと思ってます。これについて今後も、今年度の取組の検証を行い、そして、その新たな仕組みづくりをやっていきたいと思っております。

通年型の観光がまさしく下田市として求められるところでございますので、ぜひ一度、御案内いただければと思います。

2点目の庁舎建設でございます。これもどちらかということ、市長の感覚的なものをというふうに受け取ったものですから、それについて申し上げます。

市民のいろんな意見ございます。市庁舎がぴかぴかなものになるなんてことは、私たちは誰も望んでない、こういう意見もございます。一方で私たち、ここで執務をしている人間たちにとっては、やはり早く安全でしっかりしたものと、こういうふうな思いがあります。職員も市民ですので、あるいは職員の家族もいますので、しっかりと対応しなければいけないと思えます。

ただ、昨日も申し上げましたとおり、今はコロナ禍と言われる災害の真ただ中で、営業に苦しむ中小の事業者ですとか、生活に苦しむ市民、こういう人は、そんな金があったら、私たちの救済をさきにしてほしい、こういうふうな声もまだまだあって、そして私たちは、まだコロナの渦中にいます。昨日も申し上げましたように、だからといって新庁舎建設を放置するわけにはいけないので、いろいろなツール、例えばZoomのインターネットでの会議とか、様々なことを工夫しながら検討、スタディーを進めています。その中で、多種多様な問題が明らかになっています。やっぱり社会的な課題というのは単独で存在するわけではなくて、相互に関連しております。こうしたことを無視して、単体だけを先行してしまいますと、必ず後でどっかにツケが回ってきます。したがって、複数の変数からなる方程式を解くということが今求められております。これはまさしく市長の責務と考えています。これをしっかり解いて、決められた年限でしっかりと整備をするということに尽きるというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 赤間の最終処分場の調査をしないのかというような御質問ですけれども、現在、熱海の土石流を受けて、県のほうで盛土の調査ということではしておりますけど、今のところ対象にはなっておりませんので、今後そういった手続の中で必要があれば、赤間に限らず、関連課と協力をして調査をしていく考えであります。

以上です。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 最後の質問になると思いますけども、違法業者に対する最初の提出文はコピーを開示で頂きました。その後、3回ほど出してるということでしたけども、新聞の記事ですと。何月何日に、どこで誰に出したのか、その内容、どういう文面なのかというのは、後ほどで結構ですので、資料としてできれば議員の皆様にも提示していただければと思います。

それから気になったのは、やはり警察、県、市が協力して、先ほどの交通違反の関係でもそうです。現行法で幾らでも取締りができます。不公平のないように、駅前のロータリーに5分止めたら切符を切られて、白浜だったら10分、15分でも何も無い、これでは警察の信頼にも関わることで、下田市としても一緒になって解決することが白浜の安心になるかと思えます。

それから、コロナは大変な問題ですけども、これ、民間の大手企業は、同時にいろいろなことを進めています。コロナがあるから何もできないではなくて、コロナもやるけど、新庁舎もやるということで、そういうことで発想していかないと、民間の大きな会社というのは進んでいきません。コロナが解決するまで云々ということではなくて、コロナもやるけど、担当しては建設のほうも頑張るよというようなことで意気込みを出さないと、市民は納得できないと思いますので、コロナがあるから云々というような言葉はなるべく出さないほうがよろしいかと思えます。一体的になって前進をしていくということをお願いをしたいと思います。

以上、雑駁な質問ですが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（滝内久生君） 6番議員、終わりですか。

6番（佐々木清和君） 終わりです。

議長（滝内久生君） これをもって、6番 佐々木清和君の一般質問を終わります。

会議時間の延長

議長（滝内久生君） ここで、会議時間の延長をします。

議長（滝内久生君） 次は、質問順位7番、1つ、新型コロナウイルス感染者等の人権擁護と社会づくりについて。2つ、P D C Aに見る議員の一般質問等に対する対応について。

以上2件について、1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 会派は松陰会の江田邦明です。議長の通告に従い、順次、趣旨質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスに感染し、再び議員としてこの場に登壇できることを感謝申し上げ、このコロナ禍で今、下田市に必要と思われる施策等について提起してまいりたいと思います。

私が新型コロナウイルスに感染してから、宿泊療養施設を退所するまでの間、療養中の感染者の立場で率直に感じたことを申し上げたいと思います。

1つ、P C R検査の実施までに、2日間にわたり幾度も電話を要したことへの疑問。

2つ、他人に感染させてしまったのではないかと不安。

3つ、議員として正確な情報を迅速に公表できなかったことへの反省。

4、誹謗中傷等があったことによる心の傷。

5、下田は暮らしやすいまちであるかと自問。

6、リーダーが発するメッセージの重要性という内容のものでございました。

一部の自治体では、感染拡大やクラスター等の発生を受け、昨年の段階で感染拡大時やその後の対応について議論し、新型コロナウイルスに関係する条例が制定されております。下田市は、国内で最初に陽性者が確認されてから約1年半、医療関係従事者・事業者・市民・職員の努力と協力により、感染者数が14名と最小限に抑えられており、下田市で生活していれば感染しないだろうといった雰囲気と油断が7月上旬頃まであったのではないかと振り返るとともに、私自身は感染拡大時やその後の対応策を検討し、その課題及び施策等を提起できなかったことについて反省するところでございます。

現在、下田市が取り組む新・下田モデルは、感染予防策に重点が置かれ、感染や感染拡大時とその後の対応について、十分に触れられていないのではないかと考えます。そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

1つは、新型コロナウイルス感染者等に対する人権擁護について。具体的には、これまでにあった新型コロナウイルスに関係する人権擁護の相談件数と主な内容、新型コロナウイルスに関係する全般的な人権擁護の取組、児童生徒への新型コロナウイルスに関係する人権擁護教育と保護者への啓発、新型コロナウイルスに関係する人権擁護の相談窓口と相談体制についてであります。

もう一つは、新型コロナウイルス感染等に関する情報の提供や公表についてであります。一部の事業者等では、従業員の感染等について、勇気を持ってその情報を公表しているところもございます。そこには正確な情報の公表による感染拡大の防止と誹謗中傷等の根絶による人権擁護の思いがあると考えます。

新型コロナウイルス感染者等の情報を所管する県ではありませんので、あくまで同意を得た自主的な取組となることは否めませんが、クラスター等に関する正確な情報を公表することで、新型コロナウイルスの人権擁護の取組を進める上で必要であると私は考えております。

そして最後に、市長、ありがとうございます、市長をはじめ、職員の皆様もつけておりますシトラスリボン、このプロジェクトが目指す、コロナ禍もコロナ禍の後も、心から暮らしやすい社会づくりの実現のため、新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷等に対する人権擁護への対策について、ワンチーム下田で市政に取り組む松木市長は、このコロナ禍とワンチーム下田をどのようにかけ合わせ、心から暮らしやすい社会へ導いていくのか、市長の考えをお聞かせ願います。

次に2点目の、P D C Aに見る議員の一般質問等に対する対応についてでございます。

下田市の最上位計画である総合計画に見られますように、様々な行政計画は、計画（プラン）から実施（ドゥー）までのプロセスと、そのプロセスの検証（チェック）と改善（アクション）を含めた、P D C Aサイクルと呼ばれる評価制度によって進捗管理体制が整えられております。

議会は、市民の皆様代わりに代わって行政運営を監視（チェック）し、議員発議による条例の制定など、政策を提案（プラン）する役割がございます。また、発議以外にも、市民皆様からの要望を当局につなげるなどして、議員からの提案をきっかけに、新たな事業等が実現されることもございます。

ゆえに私は、定例会で議員が当局に対し、市政全般にわたる事業の執行状況や将来の方針を問いただしたり、政策を提案したりする一般質問は、議員活動の根幹であると認識してお

ります。

そこで、お尋ねいたします。下田市議会では一般質問について、質問する議員も、答弁する当局も、共に十分な準備が必要であることから、事前通告制が取られており、あらかじめ質問事項を具体的に通告する決まりになっております。当局では、質問事項を通告された後、その質問に対する答弁についての当局の対応についてお聞かせいただきたいと思います。どのようなプロセスを経て答弁内容の意思決定がされているか、お聞かせ願います。

次に、一般質問に対するP D C Aについてでございます。一般質問は、議会の監視機能としてのチェックと、政策提案としてのプランを当局に提起する場であり、当局は定例会における答弁とともに、定例会後のその内容についてどのように対応していくかが重要であると考えます。具体的には、議員が提起したチェックに対するアクション、改善であり、議員が提起したプランに対するドー、実施であります。このような、当局と議会の役割による一連の仕組みが成立して初めて、市政に対するP D C Aが機能すると思えます。

これまで、私からの一般質問で、幾つかの質問事項については、その後の対応について担当課長より報告をいただき、実施できたもの、検証はしたものの実施できなかったものがございました。

そこで、お尋ねいたします。定例会後の一般質問の取扱いについて、当局は具体化された明確な対応方針をお持ちか、お聞かせ願います。

次に、当局の一般質問に対する対応方針と併せて、その対応状況を公表することも重要であると私は考えます。なぜなら、二代表制を敷く市政において、当局を代表する市長と、市民を代表する議員で構成する議会が、様々な住民福祉の向上に向けて、議場で何を議論しているか、市民と共有する必要があるからでございます。議会としても、市民の皆様と一般質問を共有することについて、現在、これまでの対応方法を検証し、改善と計画、実施を進めているところでございます。具体的には、市議会だよりへ議員の一般質問事項の概要と会議録QRコードを掲載し、今後は、一般質問の録画映像を公開する方向で準備を進めております。

そこで、市民と一般質問を共有することに対する、当局の対応について確認させていただきたいと思います。

まずさきに、他自治体の事例を紹介いたしますと、北海道伊達市では、平成26年第4回定例会の一般質問から、市長などが「検討する」か、これに類する表現で答弁を行った事項について、質問をした議員は、市長などに答弁指定事項進捗状況調書で、その後の対応方針や

進捗状況などの検討結果の報告を求めることができるようになり、その報告内容は、市のホームページで公表されております。

また、北海道福島町では、同じく平成26年度3月定例会から、一般質問のほか、各議案に対する質疑等に対して町長などが「検討する」か、これに類する表現で答弁を行った事項についても調査・公表の対象としております。

これらの事例は、いずれも議員からの一般質問等について、その後の対応を調査し公表することで、二元代表制における市長と議会が住民への説明責任を果たすことにつながり、私は非常に重要な施策であると考えます。

改めましてお尋ねいたします。議員からの一般質問等について、答弁指定事項進捗状況調書等により、その後の対応方針や進捗状況などの検討結果を調査報告し、その内容を市民の皆様公表することについて、当局の考えをお聞かせ願います。

以上、趣旨質問を終わらせていただきます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 人権の問題と、それから質問についても若干触れたいと思います。

まず、この今般の新型コロナウイルス感染者に向けての差別や誹謗中傷については、私はもう当初から心を痛めておりました。コロナは今、私たち人類の心をむしばんで、そして人間関係を、この人間関係のつながりを分断しているような気がしています。残念なんです、他者を批判することがあたかも知的な行為だとの社会的なムードがあるんじゃないかと私は感じていまして、大変残念に思っております。

広報しもだ5月号のコラムに、私が書いた、このメッセージのタイトルは「心にもワクチンを」というテーマでした。こうした災害の中だと、どうしても人のせいにしたり、人を批判したりといったことがいろんなところで発生します。ですから、これに対しては、私たち一人一人の心のありようが大切なのだというふうに書きました。

また、8月8日からまん延防止等重点措置の適用を受けましたので、このときに市民の皆様へ届くように、ケーブルテレビ2社の御協力をいただきまして、感染者への思いやりもお願いする、そういったメッセージを流していただきました。

このまだ出口が見えない長い、苦しい社会的な環境の中で、今、私たち大人は、どんな行動をするべきなのか、そして、それを子どもたちが注目しているというふうを考えています。言うまでもなく、私たちが今、戦うべき相手は、人間でなくウイルスのほうであり、この局

面を乗り越えるには一人一人の心がけや行動、あるいはみんなと一緒にの協力や理解、そしてそれを行政としてもサポートする。これにより下田が1つのチームとなって取り組むというふうなことが大切だと考えております。

今の私たちが子どもたちにお手本を示すことができるよう、今後も引き続き努力してまいりますので、ぜひ議員の皆様方にも御協力をお願いいたします。

もう一つ、P D C Aに見る一般質問等に対する対応でございますが、言うまでもなく今、市民ニーズが高度化しています、多様で高度化されている、つまり複雑な、かなり難度の高い、そういった皆さんの要望が寄せられています。さらにはSNSが普及していることから、一人一人が非常に簡単に社会的にメッセージを送ることができます。デマなんかはその一番の悪い副産物だろうと思います。

こうした中で、この議会の御意見についてどのように今後対応するのかということの透明性を確保することは非常に重要と思いますが、一方で、こうした様々な市役所行政に対する声に対して、一つ一つしっかりしたものをつくっては、それをインターネットに上げるとか、そういったものは相当の業務量を伴います。したがって、この一般質問等に対する対応については、前向きに検討するにせよ、ぜひセレクトさせていただきたい。全てが全部ということではなくて、そのようにさせていただければと思います。

市民の方からもいろんな質問や御意見を頂戴します。中にはしっかりとこのことを公開で公表してください、こういうふうなことをおっしゃる方もいらっしゃいます。ただ、これがあまりにも膨大になりますと、職員の通常の業務をもちろん圧迫することになります。ここについては十分気をつけなければならないというふうに感じています。メール爆弾という言葉があります。メールでいろんなことを送りつけて、それによって組織の機能を麻痺させるという、そういったことだそうでございますが、実際問題、SNSがかなりそういったレベルのものを内包し始めております。

議会での一般質問はそれとはレベルが違いますので、もっとしっかりやらなければいけないのは言うまでもないところでございますが、先ほど申し上げましたように、全てが全てというふうにやれるかという、やはり重要性に鑑みて、皆さんとお話をさせていただきたいと思います。

それから、答弁内容の意思決定については、これは昔から言いますが、ボトムアップとトップダウンのこの両方がうまく組み合わされている、これが日本の政策決定の仕組みのいいところだというふうに、たしか四、五十年前に古典的な名作と言われている、霞ヶ関の職員

が「稟議制批判についての一考察」と、こういう論文を出して、教科書的になってますけども、やはり稟議が遅いから駄目なんだというふうに言うけれども、実は日本型の稟議制というのは物によってはトップダウンもあって、そして下からも上げて、上手に併せていると、こういうふうに高い評価をした昔の霞ヶ関の人がいます。

実際、私たちの今、現場でも同様です。下から上がってきて、ただ私が判こ押すのではなく、私も時々言わせていただいて、そして調整をして決めると、こういうふうなことであります。

私から以上でございます。

議長（滝内久生君） 副市長。

副市長（曾根英明君） 私のほうから、今ございました一般質問事項等への対応について、ちょっと追加で御答弁申し上げます。

まず答弁内容の決定のプロセスということをお尋ねだったかと思えます。一般質問につきましては、通告のほう、受け取った後、まず担当課のほうで答弁案というものを作成いたします。その答弁案を基に、私、関係課長と出席した答弁調整会議というのを開いて、その内容の協議であったり、決定などをして、最終的には市長との最終調整を経て、答弁内容、決定していくようなプロセスになってございます。

次に、その一般質問事項に対する対応方針ということでございますけれども、何か明文化されたマニュアル等があるわけではございませんけれども、議会において提起いただいた事項については、その内容に応じてそれぞれ担当課のほうで検討、対応などを進めるものでございます。

最後に、検討結果の調査方法のほうにつきましては、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所からは、新型コロナウイルス感染者に対する人権擁護について、これまであった新型コロナウイルスに関する相談件数と、新型コロナウイルスに関する全般的な人権擁護の取組について答弁いたします。

下田市福祉事務所におきましては、下田市人権擁護委員会が主催する人権相談、これは毎年6月から翌年3月までの間の原則第4水曜日、10時から15時まで行っておりますが、それを下田市役所庁舎内において実施しております。相談件数なんですが、令和2年度の当該会

場での相談件数は1件、これはコロナ以外です。令和3年度、現在までの相談件数はゼロ件となっております。人権の相談についてのコロナの相談は受けておりません。

また、人権相談自体につきましては、法務局の庁舎においても受け付けております。

人権擁護の取組につきましては、相談窓口として法務局内の各相談窓口を案内するコロナ差別に関するパンフレット、こちらになりますけど、パンフレットの配付を行うほか、前出の人権相談会の開催及びその広報を行っております。

また、例年12月になりますが、人権週間に街頭啓発活動も行っております。

あと、議員が質問にも触れておりましたシトラスリボンにつきましては、下田市社会福祉協議会と協力して啓発に取り組んでおります。

以上です。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、新型コロナウイルスに関する人権擁護の相談及び児童生徒への新型コロナウイルスに係る人権擁護教育と啓発についての御質問にお答えいたします。

これまでに教育委員会に寄せられました新型コロナウイルスに係る人権擁護についての相談は1件で、その内容は、保育施設の保護者間でSNS等で陽性者を特定しようとするやり取りが行われており心配だというものでした。対応として、関係者の人権を尊重するとともに、個人情報保護への最大限の配慮をお願いする旨、保護者用一斉メールにより周知をしました。児童生徒への新型コロナウイルスに係る人権擁護教育と啓発につきましては、道徳や保健体育、学級活動の時間に学年の発達段階に応じ、指導しているほか、集会や学校だより、保健だよりを通し、保護者にも伝えております。

今後も引き続き、差別や偏見の生まれない心の教育を行ってまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 私のほうからは、クラスター等に係る正確な情報の公表について御答弁させていただきます。

新型コロナ感染情報の公表につきましては、感染症法の規定に基づきまして、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報、当該感染症の予防及び治療に必要な情報を静岡県が公表することとなっております。

市町で公表できる新型コロナウイルス感染症患者や、クラスター等の情報につきましては、

県が本人から得た情報であり、市は公表内容につきましては県に準ずることとなっております。ただ、具体的には、クラスターの公表につきましては別途定めがございまして、静岡県のクラスター店舗名及びクラスター多発地域名の公表の在り方というのが示されております。大きく分かれて4点ございまして、感染期間中にクラスター店舗を利用した客の中で、連絡先が分からない人がいる場合は、その人に呼びかけるために店名を公表する、下田の場合では2店舗が発表されました。2番目として、感染期間中にクラスター店舗を利用した客全員の連絡先が名簿で分かる場合は、利用客に呼びかける必要はないので、店名は公表しない、これが通常のやり方かと思えます。3つ目に、クラスター店の店主が自ら店名公表を望む場合につきましては店名を公表する。4番目といたしまして、感染蔓延期におきまして、特定の地域・地区において、複数の飲食店関係のクラスターが発生した場合などにつきましては、感染者が集中的かつ煩雑に発生していることから、重点検査区域として、その市町と協議の上、重点検査区域といたしまして公表するというふうな形となっております。

以上を踏まえた基準に基づいて、県及び市のほうは対応してるところでございます。

また、市では、下田市新型コロナウイルス感染症対策本部に基づきます市民向けメール、市内における新型コロナウイルス感染症情報につきましては、毎回、感染症に対する思いやりと支え合いの啓発文を添付させていただいております。

私のほうから以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 2点の質問項目がございまして、1項目ごとの一問一答でお願いしたいと思えます。

議長（滝内久生君） はい。

1番（江田邦明君） まず、新型コロナウイルス感染者等の人権擁護と社会づくりについてでございます。人権擁護の取組ということで御答弁をいただきました。さきに申し上げましたとおり、私からは実際に感染してしまった立場として、この新・下田モデルの改善点を申し上げさせていただきました。具体的には、実際にこれまで3枚のモデルカードが出てると思えます。発熱等受診相談センター、また保健所の電話番号、メディカルセンターの電話番号、やはり自分がそういった立場になったときに、通常であれば電話帳であったり、アドレス帳を調べればよかったんですが、ちょうど財布に入っておりましたので、カードを見ましたが、新しいバージョンのほうには大学の研究室の名前が入っておりまして、やはり市側が発信したい情報と、実際の市民、感染された方が欲しい情報というのが少し異なっていた

のかなというところがございます。ぜひとも今、下田市は条例等ではなく、このコロナ対策については新・下田モデルを重点施策として取り組んでおりますので、この後、秋・冬バージョン作成の際には、そういった市民が感染、もしものときも安心、その後の安心についても少し触れられていただきたいと思います。この点については要望とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症等に関する情報の公表についてでございます。こちらも正確な情報を迅速に公表できなかったという議員としての立場で、今回2名の議員が感染してしまいましたが、2人とも、2名とも療養中に他の議員さんに迷惑をかけてはいけない、不要な臆測を生んではいけないということで実名による公表を任意というか、同意の形でさせていただきました。しかしながら、他の自治体等では既にクラスター等が発生している場合、議会としてこうした対応をしていこうという指針がございましたので、下田市議会におきましても8月12日より、議員が感染した場合の公表を含む新型コロナウイルス感染症対応指針を制定し、運用しているところでございます。

幸い、下田市の職員の方々の感染がないということで安心してるところでございますが、他自治体では職員の皆様の感染といった報道も聞いております。ここで具体的に特別職の三役の方や職員の方が感染された場合の公表指針等があるか、確認させていただきたいと思えます。指針がある場合は、またどういった内容まで公表されるのか、確認させていただきたいと思えます。

併せまして、情報の提供という部分で確認をさせていただきたいと思えます。さきに開催されました8月27日、議会全員協議会におきましては、学校の再開に伴い、児童生徒等が、また学校関係者が感染した場合の学級閉鎖等の基準について議員のほうから質問がございましたが、今後、文部科学省等のガイドラインを待って検討するといった答弁がございました。その全員協議会后、8月27日同日に、文部科学省から同ガイドラインの発表がございましたので、現在、下田市における新型コロナウイルスに伴う学級閉鎖等の基準について確認をさせていただきたいと思えます。

次に、シトラスリボンの取組に合わせましたワンチーム下田、心から暮らしやすい社会づくりでどのように導いていくかという質問でございます。市長からは、やはり心の通い合いというところで御答弁をいただきました。私もその点は大変重要かと思えますが、関係する皆様、具体的には市当局であったり、議会、市民の皆様、事業者、医療機関、関係者、そして観光客の皆様が対話し、人権擁護を含めた新型コロナウイルスへの対応について、ルール決めをし、共有することであると考えます。条例の制定でなくても、他議会のように宣言で

あたり、決議、また先ほど申し上げましたとおり、新・下田モデルの改善といった部分で、このようなルールづくりをしていくことが重要かと考えますが、その点について、今後の新・下田モデルの改善方針等、お聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） 私のほうからは、もし三役及び職員が罹患した場合の公表についての指針というところでお答えさせていただきます。

今のところすみません、今、急にちょっとそこについて思い出してるんですけども、そこについてまだ明確な指針はないものというふうに思います。確かにおっしゃるように、そこについては今後早急にそういったものを確認したいというふうに思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） すみません、前人事担当課長で、下田で本当に感染者が新規発生した際にです。そのときに職員がもし発生したらどうするのかというので、まずフローをつくりました。発生したらどうする。まず濃厚接触は誰にする。どういう、休む、それからBCPとかにつながっていくんですが、その中で、当時の私だとか、市長だとか入って議論したときに、職員であれば名前は公表はできないけれども、所属、性別、すみません、ちょっと今、はっきり思い出せないんですけど、所属、性別とかはもう感染したことについて、事実についてはもう公表する、しなければならぬというフローになっております。

すみません、あと細かい名前まで公表する、三役だったらどうするという、そういう分けみたいなものについては、ちょっと定まっておりません。

すみません、じゃあついでと言っては何なんですけど、要望としてありましたけども、ちょっと答えさせていただいてよろしいでしょうか。モデルカード、時折時折、いろいろ改善を図ってるところでございますけれども、議員のおっしゃったとおり、もしものときに、緊急のときに見られるという情報というのは、別の市民の方からもちょっと問合せをいただきまして、次やるときには、ちょっと考えていこうという課内でも話し合われてます。ただ、カードの大きさも限られておりますので、何を出すかというのは、また今後、検討して考えていきたいと思います。

新・下田モデルの今後のルールづくりということにつきましても、時折時折の社会情勢の変化によって、必要なものについて改善を図っていきます。今回のシトラスリボンとか誹謗中傷に関しては、これは新・下田モデルというよりか、人としてあるべきことだと思います。

ので、新・下田モデルに関わらず、市役所として、福祉とかいろんな立場として啓発とかに進めていくべきだと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、学校の学級閉鎖等の基準についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、8月27日の日に文部科学省のほうから、新型コロナウイルスの学校対応ガイドラインというものが示されました。その内容は、大きく分けて3点でございました。学校で感染者が確認された場合の対応ということで、感染した児童生徒、教職員は出席・出勤の停止、また濃厚接触者と判定された場合も同様だという、こちらの取扱いについては現在と同様のものがございます。

2つ目としては、濃厚接触者等の特定調査への協力ということで、保健所の業務が逼迫しているというところで、学校において濃厚接触者やその周辺の検査対象者の特定であったり、濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力するというような内容です。

3つ目としまして、臨時休業の範囲や条件の目安というものが示されております。

まず、校内で感染者が発生した場合、その校内で感染が広がっているというふうに見える場合、まず、感染の全体像が把握できるまでの間、数日から程度、臨時休業をまず行うことを検討すると。その後、感染が拡大してる可能性がある場合は、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖という形で検討していくという内容でございます。具体的には、学級閉鎖については、同一学級内において複数の児童生徒等の感染が判明した場合、または感染が確認された方が1名であっても、周囲に未受診の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。また1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合、こういった場合については学級内で感染が広がってる可能性が高いということが考えられるので、学級閉鎖を行うと。複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がってる可能性がある場合は学年閉鎖を行うと。下田市の場合は基本的に1学年ークラスのところが多いものですから、そういった場合には学級閉鎖イコール学年閉鎖という形になります。複数の学年を閉鎖するという形で、例えば、1年生、3年生とかいう形で校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を行うというような目安でございます。これに対しまして、臨時の教育委員会を9月3日の日に開催をさせていただきまして、この基準について協議をいただきました。この国の示すガイドラインを目安に、校医等とも相談しながら、この基準に従って対応していくというようなことで協議をしたところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） 今、学校教育課長が話をした内容につきましては、学校を通じて保護者にも同じような今の文書を配付させていただきます、これからです、ということで御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） それでは、答弁いただいた職員、特別職含めた職員の方々の公表指針についても、いつ起こるか分からないこと、やはり危機管理という部分でも早急に詳細、公表の範囲の詳細を詰めていただきたいと思います。

学級閉鎖等の関係につきましては、文書の配付ということで、ぜひともこの配付に合わせて、改めまして、学校再開に伴うクラスターの発生等、他の自治体では起こっておりますので、改めて人権擁護のことについて、また、保護者の方についてもその啓発という文面も載せていただきたいなと考えております。

引き続き、情報提供のコロナウイルス感染等に関する情報提供に関係してでございます。緊急事態宣言の延長に伴いまして、政府におかれまして、また下田市でもワクチン接種という発言がやはり、この取組が重要ということで、よくお聞きしておりますが、このワクチン接種に関する情報の提供について、現在の下田市の取組をお聞かせいただきたいと思います。

私自身はこのワクチン接種におきましては、国がやれと言ったから接種するとかではなくて、しっかりとこのワクチン接種に関係する正確な情報の提供、これは積極的な情報の提供です、自分から拾いに行けばもらえる情報ではなくて。それと、その情報を見て、ワクチン接種の利点と欠点を十分に理解すること。そして、接種するかしないかは本人が判断すること。そして、接種は義務ではなく任意であるということを正確に伝えていかなければいけないと思います。様々な事情で接種ができない人もいますからでございます。

そうしたことから、このワクチン接種に関係する情報の提供について、下田市の取組をお聞かせいただきたいと思います。

趣旨質問に関連してということで恐縮ではございますが、他自治体の例を申し上げますと、京都府の宮津市におきましてはホームページに58のQ & Aを設けまして、クエスチョンの18では、ワクチンを接種すれば周りの人にうつさなくなりますか。それに対する答えも載っております。また、大阪府泉大津市では、ホームページのほうに新型コロナウイルスワクチン

接種について、市長からの動画メッセージが掲載されております。こうしたワクチン接種に関する正確な情報を得て、各個人が接種することが重要かと思えます。これは今後、ワクチン接種を広めていく上でも重要な取組かと思えます。やはりこの若い世代で接種率が少ないということは、多少の不安があって、小さな不安があって接種しない人もいるかと思えます。こうしたQ & A、またリーダーの接種に関するメッセージ等を発信していくことで、この小さな不安がなくなれば、この接種率はさらに増えていくのではないかと思ひ、関連の質問をさせていただきます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） ありがとうございます。ワクチン接種の周知の情報提供の関係でございますけども、大きく分けて、まずクーポン券を送らせていただいた際に、同封資料の中に、できるだけ分かりやすくということとさせていただいたこと。それから、先ほど議員のほうからもお話ございましたように、ホームページを活用すること、大きくはこの2つでこれまで進めてまいりました。ホームページにつきましては、なかなかQ & Aがうまくつくれず、厚生労働省のほうのリンクなどは活用してるような形になっています。今回、様々な今の状況を分かっていたきたいということで、先ほどお配りさせていただきました、このようなワクチンメーターというものをちょっと作りまして、可視化したいということで、ちょっとやらせていただいた次第です。現在、新型コロナのワクチンにつきましては、確かに様々な情報がございます。私たち行政が載せようとする、どうしても厚生労働省が記載しているものが限度となってしまうものですから、よくありますのが、デルタ株に対しての効果はどうなんだとか、いろいろ報道、たくさん出ますけども、厚生労働省のほうでは限られた情報しか出ておりませんので、それを載せるだけで住民の方が満足できるのかという、ちょっと自問自答してる最中でございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 実際に取り組んでおります自治体もございますので、問合せ等をしていただき、市が進めるこのワクチン接種の向上という取組の1つとして考えていただければと思います。

もう一点でございますが、このワクチン接種に関しても、人権擁護に値する差別、偏見といった動きも見られております。また今後、政府が行動制限を緩和する方針を発表された中で、日常生活においてワクチン接種証明書、通称、ワクチンパスポートと呼ばれているもの

の活用であったり、ワクチン接種ができない方々に対するPCR検査等の陰性証明書、こういったものが報道されてるところでございます。ぜひともワクチンパスポートの活用については、公共機関または行政の取組としては慎重に議論いただきたいとともに、ワクチンが打てない人に対するPCR検査の証明書等を実施する場合については、何かしらの検査等への助成、補助等を検討いただきたいと思います、要望とさせていただきます。

引き続き、2点目の質問事項に移らせていただきます。

質問事項通告した後ということで、私自身も告示日の3日前の議運の前日までに事前通告ということで、この4日間でこういった答弁を引き出せるかというのは、非常に疑問を思っているところでございます。ある議員に聞いたところ、やはり2か月前から、そうした質問に対して当局に進言し、議会の中で議論されてるといったことも聞いております。議会事務局への当局からの提案、通告日をどのぐらいにというのがございましたが、改めてしっかりとした答弁を、答弁回答いただくにはどれぐらいの期間が必要かという当局の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

また、答弁調整会議において担当課での作成、その後、調整会議、市長との最終調整ということでございましたが、答弁内容をどのような方向性で実施していくか、それについての御回答がございませんでした。プロセスだけでございましたので、答弁内容の方向性を決める基準についてお聞かせいただきたいと思います。

私はこの議会等に条例改正であったり、補正予算であったり、予算といったものが上程された場合、その目的と効果、住民皆様への影響、違法でないか、各条例、規則や各種計画との整合性、財政との関係といったものを基準に賛成、反対の意思を決定しております。こういった具体例を踏まえて、一般質問事項に対する、何を基準に検討するのか、それはできないのか、そうしたものを御答弁いただいているのか、お教えいただきたいと思います。

次に、定例会後の一般質問の取扱いについてでございます。特段のマニュアル等ない中で、担当課で対応いただいているということで、やはり担当の課長が代われれば、性格や、決められた対応指針、方針がなければ変わっていくものと思われれます。PDCAサイクル、10年前ぐらいから評価制度として出てきているのかなと思いますが、この下田市議会は下田市ができた50年前から当局のチェック機能として、この議会が運営されております。ぜひとも議員がチェックした内容、政策提案等でプランした内容についてどのように改善し、どのように実施していくか、具体化された対応方針を決定していただきたいと思います。そうでなければ、議会で議員が行う一般質問は、一方通行になってしまい、真の議会としての機能が果たせな

いのかなとは考えております。改めましてこの点については、今後、対応方針を明確化、具体化していくお考えがあるか、教えていただきたいと思えます。

最後、P D C Aに見る議会の一般質問に対する対応についての、その公表についてでございます。冒頭、市長から、市民ニーズ等が高度化する中、全ての事項には対応できないとおっしゃってございました。今回、私の趣旨質問の中では、当局が検討する、または、それに類似する答弁をいただいた内容についてということで提起させていただいております。当然、答弁調整会議の中で、検討するという発言で決定したものを、この定例会で発言した以上、検討し、その内容を報告し、市民の皆様にも公表することは、選挙で選ばれた市長並びに議員、議会の説明責任があると思われまます。改めまして、この答弁指定事項等進捗状況調書の作成について、このことについて今後検討していただけるのか、検討できないのであれば、冒頭、市長から触れておりましたが、何が要因で実施できないのか。それともいつまでを期限内に、このP D C Aに見る一般質問に対する対応について、検討結果の報告をいただけるのか、明確な回答をお願いいたします。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 申し訳ありません。ちょっと歯切れの悪い答弁になることをあらかじめ御容赦いただきたい部分もあるんですけども、当然、今回御提案いただきました先行事例の市町の事例等も私どもも見させていただきましたが、なかなか一般質問の通告、答弁作成、答弁調整につきましては、当局側でちょっと一方的に決められない部分もございます。そういうこともありまして、今回の御提案を受けて、当局としましても、当然、議員の皆さんの意向もあると思えますので、議会事務局を経まして、今後ちょっと検討、調整をさせていただきたい、提案ということでお受けした上で調整をさせていただきたいというところがまず1点ございます。

先ほどありました、その答弁内容の方向性につきましては、どうしても通告から答弁、決定までの時間も限られております。その許された時間の中で、市長を含めまして担当課長、市長、副市長、企画、総務、財政が入りまして、今までの予算編成ですとか、あるいは計画の策定における経過とか、そういったものを踏まえた中で、答弁の方針については決定をしてるというところでございます。

定例会後の取扱いにつきましては、議会のほうと絡むことではなく、当局側での対応ということもございまして、それにつきましては、先ほどからちょっと質疑含めて検討するという言葉がちょっとキーワードになってるところでございますけども、まず当局側の対応に

つきましては、当局として検討させていただきたいと思ひますし、議会と絡む部分につきましては、議会事務局を通じまして、継続してちょっと検討させていただきたいというふうにか考えます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 答弁調整会議の内容と、当局としての一般質問後の対応についてはぜひとも検討をお願いしたいと思ひます。

最後の答弁指定事項等進捗状況調書による調査報告、検討、そして市民の皆様への公表の部分については、先ほど、私がかその条例等、議案に対する賛成、反対の意思を決める基準として挙げました目的、効果、住民皆様への影響、条例、規則や各種計画との整合性、財政との関係、全てにおいて有効に活用し、住民の皆様のか住民福祉向上にもつながるものと考えております。検討いただけるという御回答でございましたが、この定例会は年に4回しかございません。次の12月定例会からこうした形で一般質問について御対応、公表いただけるのか、年が明けた3月定例会になるのか、年度が明けた6月定例会なのか、具体的な期限をもって検討結果の報告をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 答弁の作成に当たりまして、先ほども申し上げますとおり、先行しております自治体の内容も確認をさせていただいた中で、市民に対する情報公開ということで、制度としては有効ではないかというところは考えておるところでございますが、先ほどもちょっと申し上げさせていただいたとおり、議会のほうとの調整も入ってきますので、ちょっといつまでというごめんなさい、明確に今日の時点でお答えするのは、ちょっと当局だけの部分でない部分もありますので、そちらのほうはすみません、今日の時点ではちょっと明確にお答えすることはできませんが、検討については速やかに入らせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 議会のほうでは、前回の選挙で新人議員が6人という中、先輩議員の御助言もいただきながら、議会改革検討委員会、その中で分科会といったものを設けて取組を進めております。開かれた議会を目指すには、議会、議会事務局だけではできない部分が多々ございますので、ぜひともこの一般質問等に対する対応について、早急な検討と回答を

いただきたいと申し上げ、私からの一般質問を終わります。

議長（滝内久生君） これをもって、1番 江田邦明君の一般質問を終わります。

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、11日、12日は休会とし、13日、午前10時から本会議を開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願いを申し上げます。

お疲れさまでした。

なお、各派代表者会議を5時から議場で開催いたしますので、代表者の方は御参集願います。

午後 4時46分散会